

液化石油ガス 製造許可申請等について (改訂版) 追 補

静岡県危機管理部消防保安課監修

令和 2 年 7 月

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会

第V章 保 安 管 理

1 危害予防規程（法第26条）

（1）危害予防規程の目的

危害予防規程とは高圧ガスによる災害の発生を防止するため、第一種製造者が事業所の状況に応じて高圧ガスの製造に関して保安の細目について定めるものである。

第一種製造者は法第11条により法第8条の基準に従って製造施設を維持し、かつ、基準に従って製造しなければならない。製造施設の態様及び製造方法は事業所ごとに多種多様である。

これに対し、法の基準は一般化したものにならざるを得ない。したがって、高圧ガスの災害の防止に万全を期し高圧ガスの製造を行うために、第一種製造者は法8条第1号及び第2号の基準や保安管理体制等について各々の事業所の実態に即し具体化し、又は補完して当該事業所に最適な危害予防規程を作成し、第一種製造者及びその従業員はこれを確実に遵守、実行しなければならない。

（2）危害予防規程の制定・変更

第一種製造者は事業所ごとに危害予防規程を定め、**所管行政庁**に届け出なければならない。危害予防規程を変更する場合も同様とする。危害予防規程は、第一種製造者及びその従業員が守らなければならないことは勿論であるが、万一守っていない場合で公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため必要と認めたときは、**所管行政庁**は第一種製造者に対しこれを守ること、又は従業員に守らせるため必要な措置をとることを命じ、又は勧告することができる。

(3) 危害予防規程の細目の作成

規定された事項について定めるべき詳細

《施設に関する保安管理》

- ①-1 法令に定められた施設の技術基準
保安係員は保安規則等で定める技術上の基準に適合するよう監督する。
- ①-1-2 製造施設の位置、距離及び建築物の構造等
保安係員は製造施設及び周辺の状況が常に許可された基準に適合されているよう監督する。
- ①-1-2 製造設備の構造等
製造設備の構造とは、貯槽、建屋、機械装置、配管、充てん機、ディスペンサ等をいい、保安係員は常に法に定められた基準に適合するよう監督する。
- ①-1-3 保安設備、測定機器等
安全弁、緊急遮断弁、防消火設備、ガス漏えい検知警報器等、装置、通報設備等をいい、保安係員はその取り扱いについて定められた基準に従い、常に正しく作動・維持するよう監督する。
- ①-2 設備管理
保安係員は保全工事、定期自主検査、保安設備、計測器、火気、防災工具等の取扱い、立入制限等の設備管理について規定に従い実施する。施設の履歴・保全等に関する必要事項については、記録し保安統括者及び保安係員の検印を受け、保存する。
保存期間については別途規定する。
- ①-3 施設の検査
保安係員は定期自主検査に関する検査方法、検査頻度及び検査箇所の選定を定めた検査基準に従い検査を実施し、監督する。
県、又は指定保安検査機関が行なう保安検査に際しては、保安統括者、保安係員及び協力会社が立会い、その時の指示に基づいて実施する。貯槽等開放検査にあたっては、開放検査中の保安管理組織を作成し、検査実施の明確化と情報管理の徹底を行う。
開放検査項目及び合格の判定基準表を作成する。
溶接等補修が必要となる場合も考慮し、事前に補修基準要領を作成する。
開放検査実施後の評価をすべく、評価者の資格条件と評価基準を作成し、合理的かつ安全な管理を徹底する。
検査の記録・対策についての記述については、保安統括者及び保安係員の検印を受け保存する。
保存期間については別途規定する。

《保安管理体制》

- ②-1 保安管理組織
保安統括者は製造施設の保安管理において、全般を統括する最高責任者とし、保安係員は該当する製造施設の保安管理を分担する。
保安管理組織は指示・系統・役割・担当部署責任者等を明確に定めて、組織図を作成し、変更が生じた場合はすみやかに組織図を改定し、保安統括者・事業所代表者等の承認を受ける。
- ②-1-1 製造施設内の組織
(例) 組織図 概念図参照
- ②-1-2 製造施設外の組織との関連
(例) 組織図 概念図参照
- ②-1-3 保安統括者等の選任
(1) 経営者は、製造施設の最高責任者を保安統括者として、また保安統括者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことが出来ない場合に、その職務を代行する者を代理者として任命する。
(2) 保安係員は、所定の高圧ガス製造保安責任者免状を有し、かつ、経験年数を満たした者の中から任命する。また保安係員が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことが出来ない場合に、その職務を代行する者を代理者として任命する。
- ②-1-4 任命の方法

- 経営者は、保安統括者等の任命を書面(辞令等)をもって行うものとする。
- ②-2 保安統括者及び代理者の職務
 - (1) 製造施設全般の保安に関する業務を統括する。
 - (2) 1ヶ月に1回以上製造施設を巡視する。
 - (3) 経営者に対し、製造施設の保安に関する報告及び提案を行い、その指示を受ける。
 - ②-3 保安係員及び代理者の職務
 - 充てん等を監督するために、製造施設内に関する次の職務を行う。
 - ②-3-1 製造施設及び製造の方法の管理
 - 製造施設が法令等で定められた技術上の基準に適合するよう監督する。
 - ① 運転基準類の作成に関し助言を行い、従業員に周知させる。
 - ② 安全な運転及び操作を行うよう従業員を訓練し、監督する。
 - ③ 運転管理について記録し、必要なものは保存する。保存期間は別途定める。
 - ④ 製造のための設備、保安設備、計測機器等に関する管理基準の作成を行い、正常な機能を維持する。
 - ⑤ 工事及び修理に関しては、基準に従い保安を確認する。
 - ②-3-2 施設の巡視・点検及び定期自主検査
 - 製造施設の巡視・点検及び定期自主検査を、基準に従って実施、又は監督し、かつ、記録する。
 - また必要な措置を行う。
 - ②-3-3 協力会社の保安管理
 - 協力会社の作業基準の作成及び保安管理について助言・指導する。
 - ②-3-4 異常状態に対する措置
 - (1) 異常状態に対する措置基準の作成を行い、措置基準を関係者に周知させる。
 - (2) 異常状態が発生した場合に、応急措置及び対策を実施する。
 - ②-3-5 保安教育の計画
 - 保安教育計画を立案・作成し、統括者の承認を得て訓練・講習等を実施する。

《運転、操作、充てん等に関する保安管理》

- ③-1 製造施設の運転管理
 - 保安係員は製造施設の運転について運転基準にそって、安全な運転及び操作を実施させこれを監督する。
- ③-1-1 運転、操作及び充てんを行う者
 - (1) 運転、操作及び充てんは実務担当者(移動式製造設備は、有資格者)が行う。
 - (2) 未経験者が従事する時は、実務担当者が直接監督する。
- ③-1-2 運転、操作、充てんに関する規定類の作成及び実施
 - (1) 基準類は標準化して作成し、保安係員は作成に関して助言を行い実務担当者に周知させる。
 - (2) 基準類は製造方法、又は設備の変更等に応じて改定整備する。
- ③-2 運転
 - 正常な運転、始動及び停止、停電時、通常行わない作業に関する運転基準を定め、実務担当者が実施し保安係員が監督する。
- ③-2-1 用役等の管理
 - 電気、不活性ガス等の用役等は基準を定めて管理し、保安係員は基準に適合するよう監督する。
- ③-2-2 受入れ、充てんの管理
 - 充てん作業及び受入作業に関する作業基準並びに管理基準を定め、保安係員は実務担当者に周知し遵守させる。移動作業に関する作業基準を定め、保安係員は運転者、又は作業者に周知し遵守させる。
- ③-2-3 夜間、又は休日の運転開始及び運転停止
 - 定期自主検査、保安検査、設備改造工事等の前後における夜間、又は休日における施設の計画的な運転開始及び運転停止は、原則として平日の保安体制と同様な体制を確保した場合に限り実施する。
- ③-2-4 運転操作等の記録
 - 運転、巡視、点検、受入及び充てん等に関し、保安上必要な事項を記録し、保安統括者

の検印を受け、期間を定めて保存する。
保存期間については別途定める。

《巡視点検》

④-1 巡視点検

巡視点検は、日常点検であり、設備の状態や異常・故障等を速やかに判断・予測するのでマンネリにならず慎重に対処する。

また点検者が異なっても常に正しく判断するように、日頃から実施点検者は教育・連絡等、密にしておく。巡視点検は、次の事項について基準を定め、実施する。

- ① 製造設備使用開始時及び製造設備使用終了時の他に運転時を含めて直ごとに実施する。（1日3回以上）
- ② 点検項目
- ③ 記録の方法
- ④ 記録の保存期間（2年間）

《施設を新增設するときの保安管理》

⑤-1 施設を新增設するときの保安管理

保安係員は施設の新增設をする時は、運転基準、設備管理基準を定め、運転の開始までに実務担当者等を教育訓練する。

⑤-2 工事を行う時の保安管理

施設の補修工事を行う時は、工事管理基準を保安規則等に従って定め、予め作業計画を立て保安統括者及び保安係員等関係者が協議し、次のように措置する。

⑤-2-1 工事責任者

保安統括者は従業員のうちから工事全般に関する責任者を定め、関係者に対し、引火、爆発、ガス中毒、又は酸素欠乏に関する教育を行い、責任者立会いの上、工事を行う。

⑤-2-2 工事前後の保安措置

保安係員は、工事着手前に協力会社と協議し、パージ、清掃、その他の保安措置を確認するとともに、工事完了及び運転開始に際しても保安措置を確認する。

⑤-2-3 設備内作業に関する保安措置

貯槽内等設備内で作業を行う場合は、設備内を完全に空気で置換し、ガス中毒及び酸素欠乏の防止を徹底する。

《異常状態に対する措置・訓練》

⑥-1 不調・故障に対する措置

(1) 運転が異常の時並びに電圧降下、停電、制御用空気等ユーティリティが異常の時の措置、対策及び従業員への連絡等の措置基準を定め、保安係員は実務担当者に教育訓練する。

(2) 保安係員は異常の原因を調査し、検討するとともに措置を講じる。

⑥-2 事故・災害に対する措置

(1) 事故・災害に対する措置は、各種の事故・災害を想定し、事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び関係者への通報連絡、退避の方法及び措置に関することを定めた基準に従って、保安係員は関係者に教育訓練する。

尚、電話回線が不通になった場合の消防署等への通報連絡方法を明確にしておく事。

(2) 保安係員は事故・災害が起こった場合にはその原因を調査し対策を検討する。

⑥-3 人身事故に対する措置

保安係員は人身事故が発生した時の救急の措置を定めた基準類に従い、救急箱等の救急用具等を設置し、救急訓練を行ない従業員を教育する。

⑥-4 異常状態に対する措置

保安係員は異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、保存する。保存期間については別途定める。

またその結果を検討し、保安技術の向上に資する。

⑥-5 関係事業所、協力会社等との関連

保安係員は統括者と協議し、事故・災害の発生時における関係官庁、協力会社、関係事業所等への通報連絡及び共同防災に関し、必要事項を定め、関係者を教育する。

⑥-6 保安教育の計画及び実施

(1) 保安係員は別に制定した保安教育訓練計画に基づき、関係する従業員に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上及び異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。

(2) 教育の結果を記録し、保安教育の充実に活用する。

⑥-7 事故災害対策訓練

保安係員は事故災害の発生に備え、事業所内防災訓練、関係事業所との合同防災訓練及び夜間休日の防災訓練を定期的に計画・実施する。

《協力会社の保安管理》

⑦-1 管理監督の方法

(1) 協力会社の保安上の責任範囲及びその管理方法を具体的に定め、保安係員は協力会社の作業基準の作成を指導し、その従業員が基準を遵守するよう監督する。

(2) 事業所の規定類のうち協力会社に必要なものを抜粋して提供し、遵守するよう助言する。

⑦-2 保安教育

保安係員は協力会社が作成した保安教育計画等の実施状況を確認する。

《規定類の周知》

⑧-1 危害予防規程及び規定類周知並びに活用

(1) 保安統括者は保安係員と協議して、危害予防規程を関係する従業員に教育して周知徹底させ、諸基準規定類とともに用いて教育訓練に活用する。

(2) 危害予防規程及び規定類は従業員が常時閲覧出来ること。

⑧-2 危害予防規程等に違反した者の措置

保安係員は危害予防規程及び規定類の違反者に対する再発を防止するための教育訓練を実施する。

《保安管理の記録》

⑨-1 保安管理の記録

a. 重要な記録の保存

重要な記録の保存期間は永久保存とする。

① 保安検査、定期自主検査、開放検査及び指導事項

② 施設等の工事及び修理事項（軽微変更届含む）

③ 施設台帳

④ 異常状態に関する記録

⑤ 規定類の制定、改定

b. その他の記録の保存

① 保安査察の記録 5年

② 運転、操作等の記録 2年

③ 巡視、点検記録 2年

④ 受入、充てん記録 2年

⑤ 月例点検記録 2年

⑥ 保安教育実施記録 2年

《危害予防規程の制定及び変更》

⑩-1 作成、制定及び変更の方法

危害予防規程は、経営者が保安統括者等の関係者と作成し制定する。また変更する時も同様に行う。

⑩-2 届出及び発効

(1) 経営者は、制定、又は変更する危害予防規程を、速やかに都道府県知事に届出をする。

(2) 届出をした危害予防規程は即日発効とする。

⑩-3 経過の記録

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。

① 制定及び変更年月日

② 受理年月日（届出番号）

③ 変更の概要

《保安に関する協定》

⑪-1 事業所外との協定

他の製造事業所との相互援助協定、移動に係る地域防災協議会等に関する協定、地方自治体等との災害防止に関する協定等を必要に応じて協定する。

⑪-2 規定類の整備

保安統括者は、災害の発生防止の為の基準・規定類について保安係員と協議し、必要に応じて経営者の承認を得てこれを整備する。

⑪-2-1 関連する規定類

危害予防規程の細部を明らかにするため、次の事項に関する規定類を十分に整備し、その対象者を明確にする。

- ① 規定類の制定、改定、周知の方法及びその管理方法
- ② 保安査察の方法
- ③ 運転方法
- ④ 受入作業
- ⑤ 充てん作業（移動式製造設備への送り出し含む）
- ⑥ 移動
- ⑦ 容器取扱作業
- ⑧ 製造設備、保安設備、測定機器等の設備の取扱い及びその管理
- ⑨ 電気、水、不活性ガス、制御用空気等のユーティリティ
- ⑩ 巡視点検
- ⑪ 定期自主検査
- ⑫ 工事及び修理の管理
- ⑬ 異常状態に対する措置
- ⑭ 協力会社の保安上の責任範囲及び管理
- ⑮ その他保安に関する事項

⑪-2-2 制定の方法等

- (1) 必要の都度制定し、改定する。
- (2) 作成、制定、改定等に関する決裁の方法を規定類に定める。
- (3) 関係者への周知方法を規定類に定める。
- (4) 規定類の管理責任者を明確にする。

⑪-3 保安査察

経営者は保安査察について次の事項を規定類に定め、実施することにより製造施設の保安の実態を的確に把握して指導するとともに、保安係員等の意見を積極的に聞き、それを保安対策に反映する。

- ① 保安査察実施の頻度
- ② 保安査察者の構成
- ③ 査察の実施内容
- ④ 保安査察の記録（保安上の問題点、経営者の指導内容等）
- ⑤ 保安査察結果の活用方法（その他事業所への周知、予算への反映等）

⑪-4 改善提案等

広く従業員に対し、保安に関する改善提案及び表彰の制定を実施し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。

《地震防災規程》

⑫-1 警戒宣言及び地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の伝達

警戒宣言及び地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の受領責任者は、ただちに製造施設の保安管理組織体制の情報伝達系統に依り、保安統括者への情報の伝達を行なう。保安統括者は保安係員等担当部署責任者へ情報の伝達を行なう。

⑫-2 避難等の勧告、又は指示

保安統括者は、事業所の災害警戒本部より避難等の勧告、又は指示を受けた時、製造施設の保安管理組織体制により、勧告、又は指示を地震防災計画の規定により、保安係員等担当部署責任者へ伝達する。

⑫-2-1 時間差発生等における避難

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置。

⑫-3 地震防災応急体制の確立

保安統括者は、地震防災計画の規定により、動員の範囲、防災要員の確保等について、人員の召集を行ない、当該製造施設の地震防災応急体制を確立する。

⑫-3-1 救急体制の確保

保安統括者は、地震防災計画の規定により、当該製造施設の救急要員の確保、救急資機材の整備及びその他の救急体制の確保を行なう。

⑫-4 施設・設備及び防災資機材の整備点検

保安統括者は、地震防災計画の規定により、当該製造施設の施設・設備及び防災資機材の整備・点検を保安係員に指示し、これを整備監督させる。

⑫-5 製造施設の整備・点検・運転

保安統括者は、地震防災計画の規定により、当該製造施設の整備・点検・運転について保安係員に指示し、保安係員はこれを監督する。

⑫-6 災害の発生の防止、又は軽減を図るための措置

保安統括者は、災害の発生の防止、又は軽減を図るため、次に掲げる項目について地震防災計画の規定により、保安係員に実施を指示し、保安係員はこれを実施・監督する。

- ① 当該製造施設の運転、充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止、又は制御の措置
- ② タンクローリー等入荷設備の待避、又は安全措置
- ③ 落下防止、転倒防止等の安全措置
- ④ その他災害の発生を防止、又は軽減を図るための措置

⑫-6-1 消防、水防その他の応急措置

保安統括者は、消防、水防その他の応急措置について、地震防災計画の規定により保安係員に指示し、保安係員は次に掲げる項目につき応急措置を実施し、これを監督する。

- ① 消火用機器、散水装置、貯水施設、保安用不活性ガス設備等について、防消火設備に関する作動テスト及びその他の応急措置
- ② 排水及び防潮のための設備に関する応急措置

⑫-7 地震防災に係る教育訓練

保安統括者は、保安教育計画、地震防災計画の定めるところに従って、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたときの地震防災応急策を円滑に行うために次に掲げる事項に関する教育及び訓練を実施し、これを監督する。

- ① 地震に関する知識・大震法・同法施行令、地震防災規程及び同計画に関する地震防災上必要な教育
- ② ⑫-1～10までの項目に関する訓練、関係事業所との共同防災訓練等、地震防災上必要な訓練

⑫-8 地震防災に係る広報

保安統括者は、事業所周辺の地域住民に対する地震防災に係る広報について、保安教育計画・地震防災計画の定める内容・方法・時期等に従って広報を行なわせ、これを監督する。

⑫-9 地震警戒解除宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置

警戒解除宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の情報について受領責任者は保安統括者に対して解除宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の情報を伝達し、保安統括者は地震防災計画の規定により、指示した措置の解除を保安係員等、担当部署責任者へ伝達する。

⑫-10 地震防災に係る保安統括者等の職務

- (1) 保安統括者は地震防災規程に関する事項を統括管理する。
- (2) 保安統括者は関係者と協議して、地震防災計画を作成する。
- (3) 地震防災計画の実施責任者は、地震防災計画の定めるところによる。

⑫-11 地震防災規程の制定、又は変更

この地震防災規程は危害予防規程の追加規定として制定する。またこれを変更したときも同様とする。

《地震・津波に対する措置》

⑬-1 地震・津波に対する措置

(1) 地震・津波情報に対応する措置

- ① 地震・津波に関する情報
- ② 地震・津波に関する応急措置及び対策
- ③ 地震・津波に関する防災活動
- ④ 地震・津波に関する事業所内外及び関係者への通報連絡
- ⑤ 地震・津波に関する退避の方法及び措置
- ⑥ 地震・津波に関する訓練及び措置基準の周知

⑬-2 津波による高圧ガス製造施設の被害想定

⑬-2-1 津波浸水予測

保安係員は、国、都道府県が検討及び公表している津波の規模、浸水範囲等を踏まえ、事業所の津波浸水予測を行う。

⑬-2-2 津波による高圧ガス製造施設の被害想定

保安係員は、津波浸水予測等を活用し、また、過去に発生した震災による被害状況を参考とし、高圧ガス製造施設の被害想定を行う。

⑬-3 流出容器等の回収

保安係員は、津波浸水により事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置を講じる。

- ① 都道府県等、関係団体、関係事業所等との協力体制
- ② 協力体制（流出容器の対処方法）の周知（通常時及び発災後）

⑬-4 教育訓練

保安係員は、次に示す教育訓練を定期的に実施し、防災活動等の習熟を図るとともに、訓練結果等に応じて措置内容等の見直しを行う。

- ① 地震・津波に対する心構え、緊急時の体制等
- ② 緊急措置訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 事業所内避難所での食糧・必需品の確保確認
- ⑤ 関係事業所等と協力した容器回収訓練
- ⑥ その他必要な教育訓練

《台風・気象情報に対する措置》【自主保安：参考】

⑭-1 台風・気象情報に対する措置【自主保安：参考】

- ① 台風・気象に関する情報
- ② 台風・気象に関する応急措置及び対策
- ③ 台風・気象に関する防災活動
- ④ 台風・気象に関する事業所内外及び関係者への通報連絡
- ⑤ 台風・気象に関する退避の方法及び措置
- ⑥ 台風・気象に関する訓練及び措置基準の周知

(3) - 1 省令に規定される危害予防規程の項目・定めるべき内容

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

省令に規定される定めるべき内容	承認者・監督者・実施者の規定				
	代表者	統括者	保安係員	従事者	
① 製造施設及び製造方法の技術上の基準に関する事項	<<施設に関する保安管理>>				
①-1 法令に定められた施設の技術上の基準		●	◎		
①-1-2 製造施設の位置、距離及び建造物の構造等		●	◎		
①-1-2 製造設備の構造等		●	◎		
①-1-3 保安設備、測定機器等		●	◎		○
①-2 設備管理		●	◎		○
①-3 施設の検査		●	◎		
② 保安管理体制及び保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進者の行うべき職務の範囲に関する事項	<<保安管理体制>>				
②-1 保安管理組織	●	●	○		○
②-1-1 製造施設内の組織		●	◎		○
②-1-2 製造施設外の組織との関連	●	●	○		
②-1-3 保安統括者等の選任	●	◎	◎		
②-1-4 任命の方法	●	◎	◎		
②-2 保安統括者及び代理者の職務	●	◎	○		○
②-3 保安係員及び代理者の職務	●	●	◎		
②-3-1 製造施設及び製造の方法の管理			◎		○
②-3-2 施設の巡視点検及び検査			◎		○
②-3-3 協力会社の保安管理			◎		○
②-3-4 異常状態に対する措置			◎		○
②-3-5 保安教育の計画	●	◎	◎		○
③ 製造施設の安全な運転及び操作に関する事項	<<運転、操作、充てん等に関する保安管理>>				
③-1 製造施設の運転管理		●	◎		○
③-1-1 運転、操作及び充てんを行う者			◎		○
③-1-2 運転、操作、充てんに関する規定類の作成及び実施		●	◎		○
③-2 運転			◎		○
③-2-1 用役等の管理			◎		○
③-2-2 受入れ、充てんの管理			◎		○
③-2-3 夜間、又は休日の運転開始及び運転停止		●	◎		○
③-2-4 運転操作等の記録		●	◎		○
④ 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項	<<巡視点検>>				
④-1 巡視点検			◎		○
⑤ 製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項	<<施設を新增設するときの保安管理>>				
⑤-1 施設を新增設するときの保安管理	●	◎	○		
⑤-2 工事を行う時の保安管理		●	◎		○
⑤-2-1 工事責任者		●	◎		○
⑤-2-2 工事前後の保安措置		●	◎		○
⑤-2-3 設備内作業に関する保安措置		●	◎		○
⑥ 製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法	<<異常状態に対する措置・訓練>>				
⑥-1 不調・故障に対する措置		●	◎		○
⑥-2 事故・災害に対する措置		●	◎		○
⑥-3 人身事故に対する措置		●	◎		○
⑥-4 異常状態に対する措置		●	◎		○
⑥-5 関係事業所、協力会社等との関連	●	◎	○		
<<保安教育>>					
⑥-6 保安教育の計画及び実施		●	◎		○
⑥-7 事故災害対策訓練		●	◎		○
⑦ 協力会社の作業の管理に関する事項	<<協力会社の保安管理>>				
⑦-1 管理監督の方法		●	◎		○
⑦-2 保安教育		●	◎		○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

省令に規定される定めるべき内容		承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
⑧ 従業者への危害予防規程の周知方法及び違反した者に対する措置	<<規定類の周知>>				
	⑧-1 危害予防規程及び規定類周知並びに活用		●	◎	○
	⑧-2 危害予防規程等に違反した者の措置	●	◎	○	○
⑨ 保安に係る記録に関すること	<<保安管理の記録>>				
	⑨-1 保安管理の記録		◎	○	
⑩ 危害予防規程の作成及び変更の手續きに関すること	<<危害予防規程の制定及び変更>>				
	⑩-1 作成、制定及び変更の方法	●	◎	○	
	⑩-2 届出及び発効	●	◎	○	
	⑩-3 経過の記録		◎	○	
⑪ その他の災害の発生防止に関する必要事項	<<保安に関する協定>>				
	⑪-1 事業所外との協定	●	◎	○	
	⑪-2 規定類の整備	●	◎	○	○
	⑪-2-1 関連する規定類	●	◎	○	○
	⑪-2-2 制定の方法等	●	◎	○	
	⑪-3 保安査察	●	◎	○	
	⑪-4 改善提案等	●	◎	○	
⑫ 地震防災に関する所定の事項（地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発せられた場合）	<<地震防災規程>> 地震防災規程	●	◎	○	○
⑬ 地震・津波に対する措置	<<地震・津波に対する措置>>				
	⑬-1 地震・津波に対する措置	●	◎	○	○
	⑬-2 津波による高圧ガス製造施設の被害想定	●	◎	○	○
	⑬-2-1 津波浸水予測	●	◎	○	○
	⑬-2-2 津波による高圧ガス製造施設の被害想定	●	◎	○	○
	⑬-3 流出容器等の回収	●	◎	○	○
	⑬-4 教育訓練	●	◎	○	○
⑭ 台風・気象情報に対する措置 【自主保安：参考】	《台風・気象情報に対する措置》【自主保安：参考】				
	⑭-1 台風・気象情報に対する措置	●	◎	○	○

(3) - 2 地震・津波に対する措置の例【新規追加】

地震・津波に対する措置

(1) 地震・津波情報に対応する措置

① 地震・津波に関する情報

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）・緊急地震速報等の情報については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、携帯電話等の放送及び配信により入手する。入手した情報は情報責任者（保安係員名）に報告する。

情報責任者（保安係員名）は事業所責任者（事業所責任者名、又は統括者名）に情報についての報告を行い情報についての処理・管理を行う。

内容については、地震防災計画様式第1号に記録する。

② 地震・津波に関する応急措置及び対策

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の入手後は情報の経過について継続して情報の収集を行う。

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）・緊急地震速報等の受領後、地震防災対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒本部を設置する。

設置場所は（ ）として準備行動を開始できるものについての指示を行う。

警戒本部長（任命者氏名）、又は防災責任者（任命者氏名）は情報及び警戒連絡係（防災要員配備責任者名）・救護及び救急係（防災要員配備責任者名）・防消火及び施設点検係（防災要員配備責任者名）の各防災要員配備責任者、又は指名代行者に応急措置及び対策を指示する。

召集された防災要員は自身の安全確保を最優先し、状況により指定された任務を行う。

③ 地震・津波に関する防災活動

防災要員は、所定の防災活動を実施後、防災要員配備責任者、又は情報責任者に報告し、定められた場所に待機する。

待機場所には安全が確保できる場所とし、状況により待機場所を変更する場合は情報責任者（保安係員名）に報告する。

待機場所

地 震	
津 波	

所定の防災活動とは地震防災計画に定める地震防災警戒本部の設営・救急体制の確保、施設・設備及び防災資機材の整備・点検、製造施設の運転及び作業の停止、災害の防止、又は軽減を図るための措置、等をいう。

④ 地震・津波に関する事業所内外及び関係者への通報連絡

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）・緊急地震速報等の受領後、防災責任者は事業所内に居る全ての人に通報設備を使用して確実に通報する。

通報範囲と設けるべき通報設備（高圧ガス保安法例示基準28）

通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1、又は2以上)
- 当該事業所の保安統括者等が常駐する事業所と現場事務所（製造施設を運転、又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ）との間（両事業所が同一の場合を除く。） - 現場事業所相互間	- ページング設備 - 構内電話 - 構内放送設備 - インターホン
- 公共保安機関等 - 消防署・警察署	- 専用電話 - NTT回線電話

事業所全体	・ ページング設備 ・ 構内放送設備 ・ サイレン ・ 携帯用拡声器 ・ メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。） ・ トランシーバー
・ 事業所の任意の場所における作業員相互間	・ 携帯用拡声器 ・ トランシーバー（計器等に対する影響の無い場合に限る。） ・ メガホン

※ 網掛け欄は県指導による。

⑤ 地震・津波に関する退避の方法及び措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）・緊急地震速報等の受領後、防災責任者は事業所内に居る全ての人に通知後、防災要員以外の従業員に対し避難計画により避難指示し、事業所内の外来者に避難・退去を勧告し、避難誘導する。

避難経路については、建物の倒壊・津波・山崩等の危険箇所を避け安全を確保した経路にて避難する。

避難場所

地 震	
津 波	

地震発生後、防災要員は自身の安全を確保した上で状況を把握して、待機場所に危険があると判断される場合には、建物の倒壊・津波・山崩等の危険箇所を避け安全を確保した経路にて避難する。

退避完了後、救護及び救急係（防災要員配備責任者名）は情報責任者（保安係員名）、又は事業所責任者（事業所責任者名、又は統括者名）に退避についての報告を行う。

内容については、地震防災計画様式第2号に記録する。

⑥ 地震・津波に関する訓練及び措置基準の周知

地震防災・応急対策を円滑に行うために地震防災に係る教育及び訓練を計画に基づき行い実施すべき内容を確認する。内容については、地震防災計画様式第6号及び様式第7号により実施する。

(2) 津波による被害想定

① 津波浸水予測

保安係員は、国、都道府県が検討及び公表している津波の規模、浸水範囲等を踏まえ、事業所の津波浸水予測を行う。

② 津波による製造施設の被害想定

保安係員は、津波浸水予測等を活用し、また、過去に発生した震災による被害状況を参考とし、製造施設の被害想定を行う。

(3) 流出容器等の回収

保安係員は、津波浸水により事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置を講じる。

① 都道府県等、関係団体、関係事業所等との協力体制

② 協力体制（流出容器の対処方法）の周知（通常時及び発災後）

《資料１》津波警報・注意報、津波情報、津波予報について（気象庁）

警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報 (※)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超 (10 m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表します。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

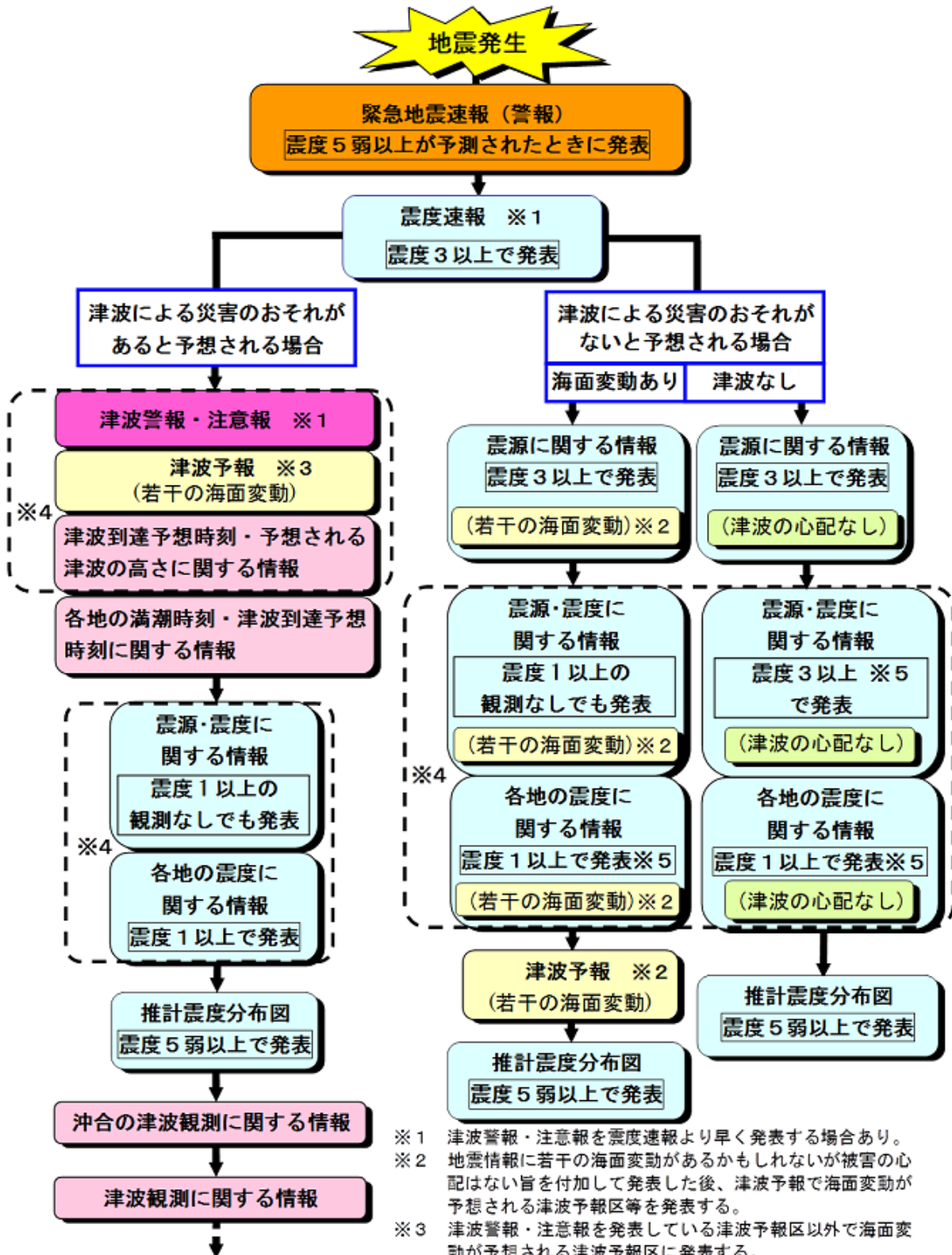
津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

※ 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード: 居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

地震及び津波に関する情報



《資料3》緊急地震速報の入手方法について

一般的な入手方法について

テレビやラジオによる放送

平成19年10月1日から、準備の出来た放送局から順次、テレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送しています。

日本放送協会（NHK）では、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際に、文字や音声などにより放送します。この放送は、全国のどの地域を対象とした緊急地震速報（警報）であっても、全国すべての地域で放送されます。

民間の放送局においても、準備が整ったところから、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際、当該放送局の放送エリアが対象地域である場合に、文字や音声などにより放送されます。

民間放送局の放送形式や内容、放送開始時期等については、各放送局にご確認ください。

【注】5弱以上の震度を予想した場合に一般向けの緊急地震速報（警報）を発表しますが、もっと大きな震度が予想されたときだけ放送するところもあります。

【注】テレビ・ラジオでは、電源が切ってある場合、緊急地震速報は受信できません。

【注】テレビ・ラジオでは、緊急地震速報の報知音として、NHKのチャイム音を多くの放送局で使用しています。

緊急地震速報が放送されたことがすぐにわかるよう、NHKのチャイム音を試聴しておきましょう。またNHKラジオ第1放送では、毎週木曜日午前11時30分頃、リスナーの皆様に緊急地震速報が発表されたときのチャイム音を確認いただくための番組が放送されていますので、こちらも聴取してみましょう（番組内容の変更等で放送しない時もあります）。

防災行政無線による放送

平成19年10月1日以降、市区町村では、準備が整い次第、総務省消防庁による全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた防災行政無線による放送が行われています。放送実施の有無や放送基準、放送内容などの詳しいことは、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

携帯電話による受信

携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われています。

現在（平成22年8月25日）、携帯電話の同報機能を使用して緊急地震速報を配信しているのは、NTTドコモ（平成19年12月より）、au（KDDI）（平成20年3月より）、ソフトバンク（平成22年8月より）の3社になります。

受信できる携帯電話のことや受信するための設定などの詳細については携帯電話各社へお問い合わせください。

【注】携帯電話では、テレビ・ラジオとは別の報知音を使用しています（各社共通です）。緊急地震速報が放送されたことがすぐにわかるよう、携帯電話の報知音（ドコモのページ）を試聴しておきましょう。

施設の館内放送等

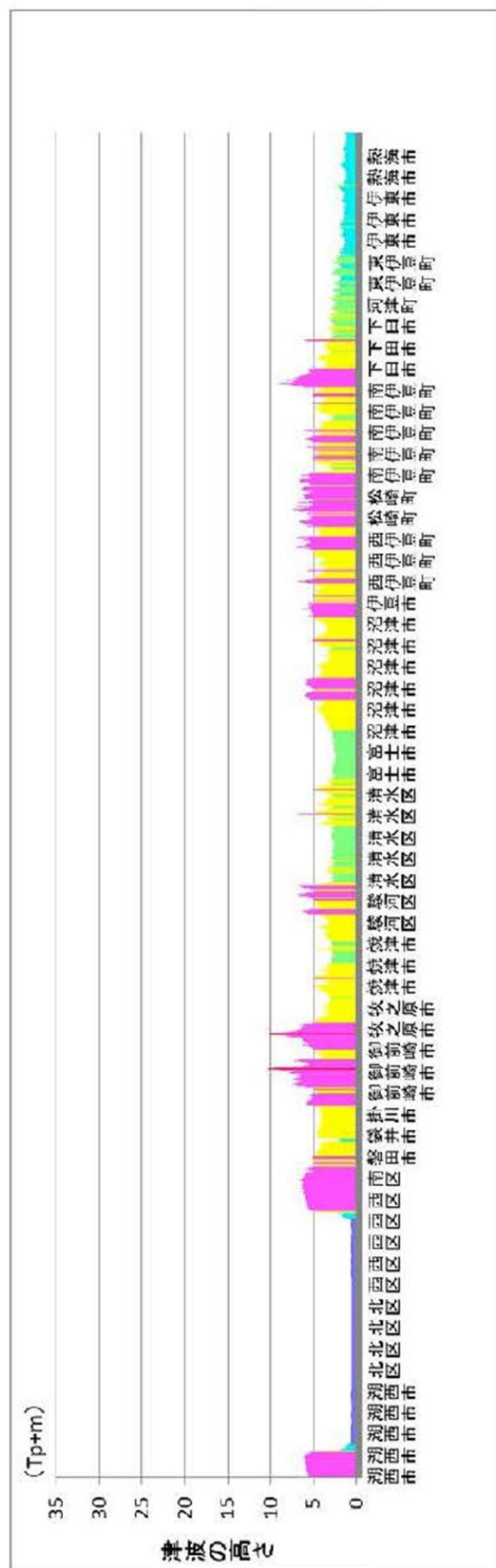
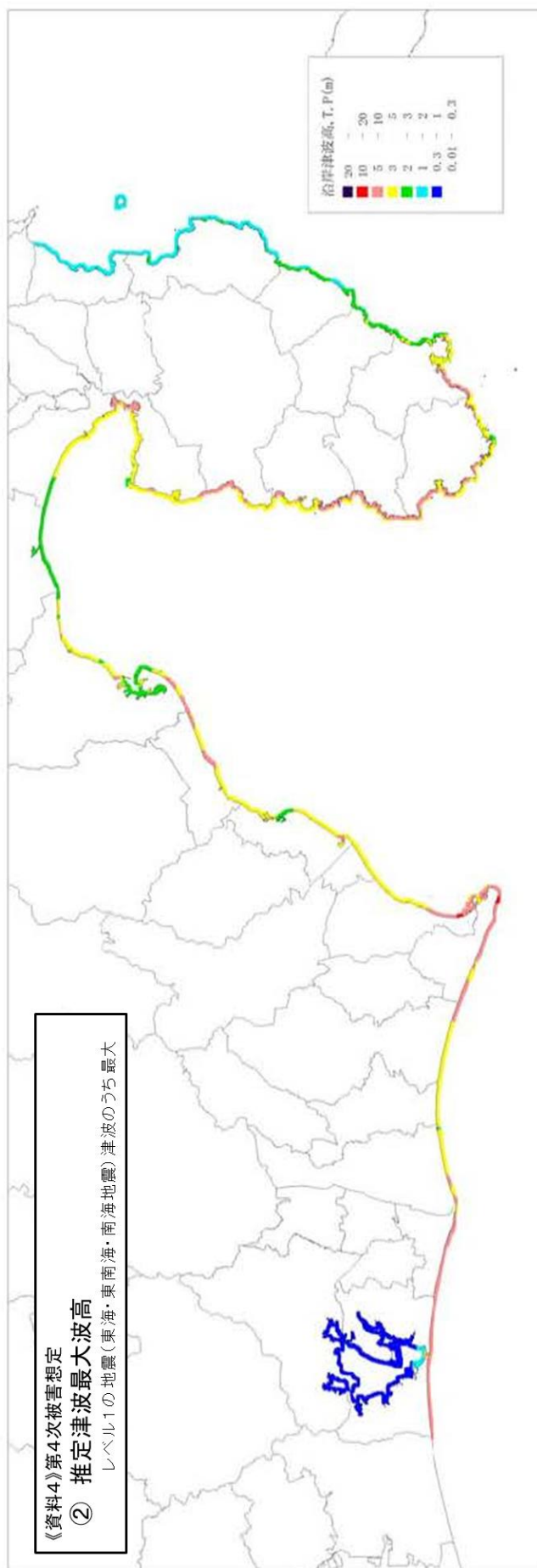
緊急地震速報の館内放送に行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることも可能になります。

（参考）気象庁本庁庁舎では、庁舎内で緊急地震速報を放送します。

参考：http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/eew_receive.html

《資料４》第４次被害想定 ① 津波による浸水面積と物的・人的被害
レベル１の地震（東海・東南海・南海地震）津波

市町村		波高 T. P. +m		浸水面積 km ² 1cm以上	建物損壊(棟)			人的損壊(人) 夏・昼、早期避難率高＋呼びかけ			
		平均	最大		全壊	半壊	計	死者	重傷者	軽症者	計
沿岸市町合計				28.70	2,330	4,800	7,130	2,470	150	300	450
東 部	下田市	4	9	1.40	100	700	800	0	0	0	0
	東伊豆町	3	3	0.10	10	30	40	0	0	0	0
	河津町	3	4	0.10	10	20	30	0	0	0	0
	南伊豆町	5	7	0.80	70	200	270	20	0	0	0
	松崎町	5	8	0.80	200	400	600	400	40	90	130
	西伊豆町	5	7	1.20	400	1,000	1,400	600	40	80	120
	熱海市	2	2	0.10	0	10	10	0	0	0	0
	伊東市	2	3	0.20	0	60	60	0	0	0	0
	沼津市	4	7	2.70	1,200	1,200	2,400	1,000	20	40	60
	伊豆市	5	7	0.80	200	400	600	300	10	30	40
	富士市	3	3	0.30	0	10	10	0	0	0	0
中 部	静岡市駿河区	5	7	0.50	0	10	10	10	0	0	0
	静岡市清水区	4	7	2.40	20	200	220	70	40	50	90
	焼津市	4	6	1.50	10	100	110	50	0	10	10
	牧之原市	6	11	2.10	100	300	400	20	0	0	0
	吉田町	4	5	0.20	0	0	0	0	0	0	0
西 部	磐田市	5	6	1.30	0	10	10	0	0	0	0
	掛川市	5	6	0.60	0	0	0	0	0	0	0
	袋井市	5	5	0.30	0	0	0	0	0	0	0
	湖西市	3	7	2.20	10	40	50	0	0	0	0
	御前崎市	7	11	2.80	0	40	40	0	0	0	0
	浜松市西区	2	7	2.70	0	30	30	0	0	0	0
	浜松市北区	1	1	1.70	0	40	40	0	0	0	0
	浜松市南区	6	7	1.90	0	0	0	0	0	0	0



図Ⅱ-5. 21-1 (1) 帯図 (東海・東南海・南海地震)

日団協技術指針 G 高-002-2018

液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び 流出防止措置指針

1. 制定目的

液化石油ガス事業所における容器置場は、高圧ガス保安法にて液化石油ガス用容器（以下「容器」という。）の転落・転倒防止措置が規定されている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災においては多くの容器が流出し、転落・転倒防止の他流出防止に係る対応が必要であることが認識された。

以上より、容器の転落・転倒及び流出防止のために望ましい措置を例示し、LP ガス業界における対応を推進することにより、容器置場を所有する液化石油ガス事業所における事故防止及び自然災害時の対応・措置を向上することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、液化石油ガス事業所の容器置場（容器検査所を含む）の構造及び容器の取扱いにおける措置について適用する。

容器の容量は、内容積 120 リットル以下の容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）を対象とする。

3. 用語の定義

本指針において使用する用語の意味は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 容器置場 | 内容積 120 リットル以下の充填容器及び残ガス容器を保管するための置場 |
| (2) 充填容器 | 充填された液化石油ガスが 50%を超えて貯蔵されている容器
(注) 液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第 2 条第 1 項第 7 号にて、充填容器は「現に液化石油ガス（液化石油ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の 2 分の 1 以上減少していないものに限る。）を充填してある容器」と規定されている。 |
| (3) 残ガス容器 | 充填容器以外の容器（圧力が温度 35℃において 1MPa 未満である容器は含まれない。）
(注) 液石則第 2 条第 1 項第 8 号にて、残ガス容器は「現に液化石油ガスを充填してある容器であって、充填容器以外のもの」と規定され、関係基本通達において残ガス容器は、「残存しているガスが気体の状態のガスのみであり、その圧力が温度 35℃において 1MPa |

未満である場合の容器は含まれないが、客観的に反証のない限り、充填容器以外の容器は残ガス容器と推定して取扱うものとする。」とされている。

以上のとおり、省令と通達で一部解釈に相違があるが、本指針においては「新品容器」「再検査受検用容器」以外であって充填量50%以下の容器を「残ガス容器」とする。

(4) 充填容器等 充填容器及び残ガス容器

4. 現行法基準

現行高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づく基準は次のとおりであり、本指針は当該法基準に加えて、容器の転倒・転落及び流出防止に有効と考えられる措置を5. 6. 7項に例示とする。

液石則 第6条第2項第7号イ

充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

液石則 第6条第2項第7号ホ

充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

液石則例示基準 41. 充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置
充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は次に掲げるものをいう。

1. 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。
2. 水平な場所に置くこと。
3. 10kg 入り容器にあつては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープをかけること。
4. プラットホーム等の周囲より高い場所に置くときは、プラットホーム等の端に置かないようにし、やむを得ず端に置くときは、ロープをかけ又は柵を設けること。
5. 固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。ただし、容器置場にある容器であつて、1.から4.までの措置によりバルブが損傷するおそれのないものは、この限りでない。

5. 転落・転倒防止の措置

(1) 容器置場の周囲

- ① 容器置場周囲は、壁構造、シャッター構造又は金網構造等とする。
- ② 上記①項以外の構造である容器置場周囲には、ロープ又は鎖掛け若しくは柵を設置する。
 - ・ ロープ又は鎖は、二重掛け（1本目は50kg 容器高さの3/4の位置、2本目は1/4の位置）以上とする。
 - ・ ロープ又は鎖を固定する柱の間隔は、5m 以内とする。
- ③ 容器置場がプラットホーム構造で、ロープ又は鎖掛け若しくは柵の設置が困難な場合、充填容器等は、プラットホーム端から充填容器等の高さの半分以上の距離を確保して置くこ

2 / 9

と。

- ・ 充填容器等を置くことが可能な範囲を線引き等により明示する。

- ④ ロープ又は鎖掛け若しくはシャッター構造等の場合は、休日・夜間及び容器搬入出作業を行っていない箇所については、ロープ又は鎖掛けの実施若しくは柵を設置することとし、シャッター構造の場合は当該箇所のシャッターを閉止する。

(2) 容器置場内

- ① 容器置場の床面は、水平・平滑に仕上げてあり、凹凸が生じ容器を水平に置くことが困難な箇所は、速やかに補修する。
- ② 容器置場内においては、充填容器等を纏めて置く。
- ③ 充填機・計量器等機器類の周りには充填容器等を置かない。
- ④ 10kg 超え容器は、二段積みを行わない。
- ⑤ 10kg 以下の容器であっても積み重ねは二段以下とする。

6. 流出防止措置

(1) 容器置場ごとの浸水等のリスク見積りと分類

容器置場の所属する市町村等のハザードマップを確認のうえ、津波・高潮・洪水・河川決壊による浸水等のリスク（水位）等を確認し、また、自らの容器置場の周囲の状況を鑑み、自らの容器置場の流出リスクを見積り、以下の区分に分類する。

① 高リスク容器置場

容器置場の周囲が浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等を有しておらず、かつ、ハザードマップの想定浸水高さの最大値が敷地の外壁高さを超えている、または、同等程度の高さしかなく浸水時に敷地外への容器流出が想定される容器置場。

② 中リスク容器置場

容器置場の周囲が浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等を有しておらず、かつ、ハザードマップの想定浸水高さの最大値に比べて敷地の外壁の高さが十分にあり、敷地外への流出が想定されにくい容器置場。

③ 低リスク容器置場

上記以外の容器置場。

(2) 平時の準備（高・中リスク容器置場）

① リスクの低減化に向けた取組み

- ・ 容器置場周囲について浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等への設置。
- ・ 上記の実施が困難な場合は、敷地外への流出が予見される高リスク容器置場にあつては、一定の数以上まとめて置いた充填容器全体を網ネット等で覆い、ネットをあらかじめ用意したフック等に固定することで容器の浮上を防止などの措置が必要で、それを実施するための網ネット、フック等の準備を行う。中リスク容器置場にあつては、措置に必要な容器を固定するためのロープ、鎖、ラッシングベルト、角リング等の準備を行う。

② 災害時に備えた容器台帳管理

大規模災害時には、事務所を含めて被害にあうことで、容器に関する電子データが破損してしまい、その際に流出容器データが不明になるリスクがある。これらの事態に備えて、容器データの管理については、二元管理を行うことが望ましい。

【容器台帳管理の二元化の例示】

- ・ （事業者単独による対応例）電子化されたデータをインターネットのデータ管理（クラウドコンピューティング）等を活用して保管する。
- ・ （他事業所、他事業者を含めた対応例）本社と支社及び関連会社等で電子化されたデータを二元管理する。

（３）警戒態勢時（災害発生予見直前の準備）

① 警戒態勢時について

次のいずれかの状態をいう。

- ・ 大雨・高潮・波浪・津波・洪水に関する特別警報の発令が予想される場合。
- ・ 短期的な大雨等により土砂災害警戒情報が発令された場合（または発令が予想される場合）。
- ・ その他、容器置場への大量の浸水等の被害が予見可能になった場合。

② 実施すべき措置

【高リスク容器置場】

- ・ 一定の数以上まとめて置いた充填容器等全体を網ネット等で覆い、網ネットをあらかじめ用意したフック等に固定することで容器の浮上を防止する。
- ・ 万が一、充てん容器が敷地外流出することに備え、敷地内にある容器本数の把握を行う。具体的には、容器データの出力を行い、避難時に持ち出しをする準備を行う。

【中リスク容器置場】

- ・ 一定の数以上纏めて置いた充填容器等を、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトを充填容器等の周囲に巻いて固定（原則として二重掛け）する。
- ・ この場合、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトは、極力たるみを持たさないように締め付けて固定する。
- ・ 50kg 充填容器等については、緊急時等速やかに対応する場合は、角リングによる固定も有効である。
- ・ 必要に応じ、高リスク容器置場の措置を参考とした措置を行う。

【低リスク容器置場】

- ・ 容器置場周囲にある門扉等の施錠確認を行う。
- ・ 必要に応じ、高・中リスク容器置場の措置を参考とした措置を行う。

7. 発災直後の措置

① 地震時の措置

- ・ 容器が大きく揺れ出した場合は、無理な措置は図らず、避難する。
- ・ 充填・容器搬送等作業中に地震を感知し、揺れが大きい場合は、避難指示・連絡がなくても避難する。
- ・ 容器充填所において地震を感知した場合は、揺れが収まった後速やかに容器等からガス漏えいのないことを確認する。
- ・ 揺れが収まった後は、充填中容器の容器弁を閉止し、充填機と容器を切り離す。

② 津波又は河川氾濫、豪雨、高潮等による浸水時の措置

- ・ 沿岸地域の事業所においては、地震発生時は津波警報の発令情報に注意し、警報発令時には速やかに避難する。
- ・ 津波警報又は豪雨等による洪水警報が発令された場合は、原則直ちに避難し、警報の情報及び周囲の状況等から時間的猶予があると事業所責任者が判断した場合は、前記警戒態勢時の実施すべき事項の実施状況を確認する。また、時間的猶予がある場合は、充填システムが導入されている充填所においては、システムの状態を確認し、その後避難する場合はシステム停止措置を行って避難する。

8. 通常時の容器取扱い要領

(1) 容器置場への容器搬入出時の措置

- ① 容器置場に容器を搬入又は搬出する場合は、粗暴な取り扱いをしない。
- ② 充填容器等は、安全弁が気相部に位置する状態で移動及び保管する。
- ③ ローラーコンベアー又はチェーンコンベアー等容器搬送機器に容器を載せる場合は、円滑に搬入し、搬送機器上に容器が滞留して転倒を生じないように注意して作業するとともに、搬送機器の維持管理を徹底する。

(2) 容器保管時の措置

- ① 不要な容器を多数保管しないように注意し、保管容器数の削減を図る。
- ② 充填容器と残ガス容器は、区分して保管し、線引き等により置場の区分を明確化しておく。
- ③ 充填容器等を一定数纏めて置く場合は、容器群周囲に作業用及び避難用の通路を確保する。
- ④ 充填容器等を長期間保管する場合又は休日・夜間等は、充填容器等を一定数纏めて置き、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトにて固定（原則として二重掛け）する。
- ⑤ プロテクターのない容器は、充填時以外は保護キャップを必ず装着すること。
- ⑥ 容器の搬入・充填・搬出（出荷）情報は、出来るだけ電子データにて保存し、かつ、同じデータを事業所外にて保存することによりバックアップ可能なシステムとしておくことが望ましい。

制定年月日	平成25年 7月24日
施行年月日	平成25年 7月24日
改正年月日	平成30年10月24日

[解 説]

1. 制定目的

2011年3月11日の東日本大震災において、液化石油ガス事業所は津波被害を受け、高圧ガス設備の損壊及び多数の容器が流出し、一部の容器は破損・火災を発生した。

このため、平成23年度経済産業省総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会にて震災対策が検討され、「東日本大震災を踏まえた高圧ガス施設等の地震・津波対策について」（以下「METI 報告書」という。）が取り纏められた。

当該 METI 報告書における容器流出対策において、高圧ガス容器については高圧ガス業界ごとに「ガイドライン」を定め普及していくこととし、当該高圧ガス部会（現産業構造審議会高圧ガス小委員会）にてガイドラインの策定状況等をレビューしていくとされた。

また、危害予防規程に津波対策を追加規定される予定であることから、各製造事業所においては、危害予防規程及び附属基準類を見直し、容器転落転倒・流出防止措置を明確化して対応することを求められている。

以上より、LPガス業界においては、本指針を制定しLPガス業界に周知を図り、事故防止及び自然災害対策・措置の向上に資することとした。

2. 改訂背景

2011年の東日本大震災の被害を受け、2013年日団協技術基準G高-002-2013 流出防止措置指針を策定したものの、2018年7月の西日本豪雨において想定を上回る洪水等が発生し高圧ガス設備の損壊及び充填所から多数の容器の流出が発生した。以上によりさらなる容器転落転倒・流出防止措置を講ずるべく本指針の改訂を行った。

3. 適用範囲

- (1) 内容積 120 リットルを超える容器（高圧ガス運送自動車用容器を含む。）は、構造・保管方法が120リットル以下容器とは異なり、別途対策が必要となるため、本指針の適用外とした。
- (2) 実際の地震時又は豪雨時にはどの程度の津波・洪水被害を受けるかは不明確であるが、ハザードマップを参考に容器置場ごとのリスクに応じた措置を行うこと。

4. 転倒転落・流出防止に関する構造・措置等の具体的な方法

(1) ロープによる固定

- ロープは、充填容器等の数・種類に応じた強度を有するものとする必要がある。
ロープによる固定（例）



(2) 鎖（チェーン）による固定

- 鎖は、必要な強度を有する必要がある、一定の太さ以上で鎖の輪の部分に開放部のない（輪が繋がっている。）ものが望ましい。
- 充填容器等を固定する鎖は、たるみのない状態で取り付ける必要がある。
- 鎖の取り付けフックは、必要な強度を有するもの（容器重量によりフックが開かないもの。）とする。

鎖（チェーン）による固定（例）



(3) ラッシングベルトによる固定

- ラッシングベルトは、簡易にたるみがなく、容器の固定可能なため、有効と考えられる。
ラッシングベルトによる固定（例）



(4) 角リングによる固定

- 角リングの場合、充填容器等が使用する角リングの所定本数に満たない場合は、転倒する可能性があるため、4本用角リング等少ない本数の角リングを多数使用する方法が望ましい。
- また、角リングを二重掛けすると更に有効となる。

角リングによる固定（例）



(5) 網ネットによる固定

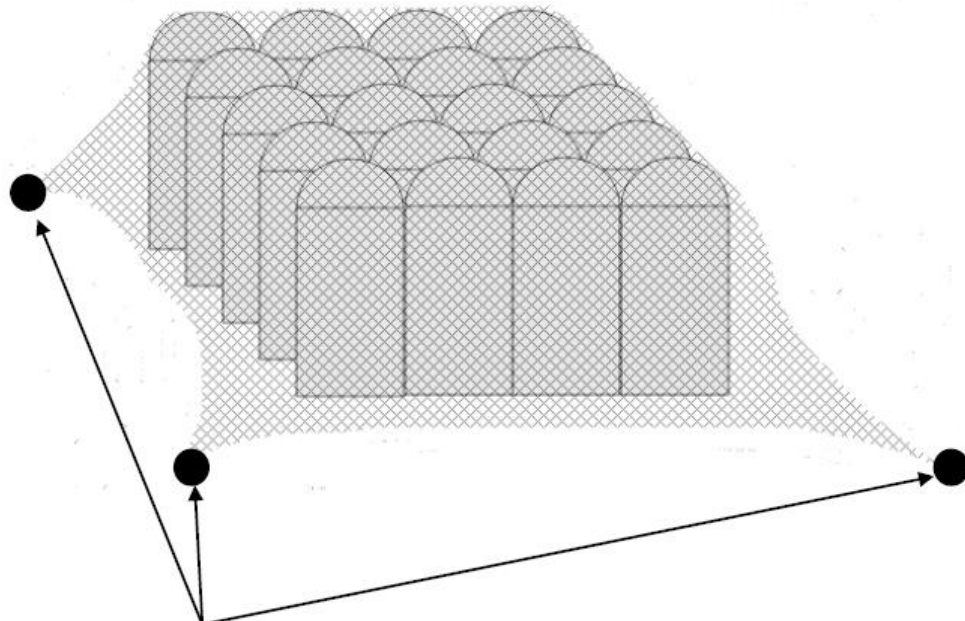
- 網ネットによる容器固定は、高リスク容器置場の警戒態勢時の場合に実施する。
- 網ネット使用の場合は、サッカーゴール用網ネット等網ネットの強度（太さ）及び網目の大きさを考慮して選定する必要がある。
- 容器の浮力等を勘案し、取りまとめる容器本数を決めること。
- 網のネット購入については、網のオーダーメイド等で、インターネット検索し購入可能。

【参考】：LPガス充填容器（50kg容器）1本当たりの浮力・合力】

浮力：容積 118ℓ×水の密度 1kg/ℓ=118kgf…1156N *1kgf=9.8N（ニュートン）

重量：LPガス 50kg+容器 36kg=86kgf …843N

合力：浮力 118kgf－86kgf=32 kgf…313 N



四隅は、あらかじめ、容器置場の柱等の下部にフックを
設け、水位で網ごと容器が浮遊しないようにしっかりと
固定する。

5. 発災直後の措置

- ・ 地震及び津波襲来時は、人命確保が優先であることから、避難行動を優先実施にて規定した。
- ・ 地震による影響が少ない又は津波襲来までに猶予がある場合は、二次災害防止措置のための行動実施を規定した。
- ・ 豪雨等により河川氾濫時も津波災害時と同様と考えられることから、同様の措置実施とした。
- ・ 本指針は、地震・津波等災害時の措置を規定とし、その後の復旧対策は自社事業所のみにて実施は困難なものもあることから、別途地域防災協定等にて対応とし、本指針の対象外とした。

6. 通常時の容器取扱い要領

L P ガス用容器の一般的な取扱い方法について記載した。

(3) - 3 台風・気象情報に対する措置の例【自主保安のための参考資料】

台風・気象情報に対する措置

① 台風・気象に関する情報

台風・気象に関する情報はラジオ、テレビ、防災行政無線、携帯電話等の放送及び配信により入手する。

入手した情報は特別警報、警報・注意報の基準により保安係員、又は事業所責任者・統括者に報告・連絡をする。

報告・連絡を行う特別警報

現象の種類	発表基準		連絡先①	連絡先②
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		保安係員名	保安統括者名
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	保安係員名	保安統括者名
高潮		高潮になると予想される場合	保安係員名	保安統括者名
波浪		高波になると予想される場合	保安係員名	保安統括者名
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		保安係員名	保安統括者名
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		保安係員名	保安統括者名

報告・連絡を行う警報・注意報

警報・注意報	発表基準	連絡先①	連絡先②
大雨・洪水警報	区域内の市町村で別表 1、別表 2 の基準に到達することが予想される場合	保安係員名	保安統括者名
暴風警報	陸上 20 m/s、海上 25 m/s	保安係員名	保安統括者名
暴風雪警報	陸上 20 m/s、海上 25 m/s 雪を伴う	保安係員名	保安統括者名
大雪警報	平地 24 時間降雪の深さ 10 cm 山地 24 時間降雪の深さ 20 cm	保安係員名	保安統括者名
波浪・高潮警報	3.0 m 区域内の市町村で別表 5 の基準に到達することが予想される場合	保安係員名	保安統括者名
低温注意報	冬期：最低気温 -4℃以下	保安係員名	保安統括者名

② 台風・気象に関する応急措置及び対策

台風・気象に関する情報を入手後は情報の経過について継続して情報の収集を行う。

警報・注意報で警戒すべき製造施設への防災に対して応急措置・対策の指示を事業所責任者（事業所責任者名、又は統括者名）、又は代理者（保安係員名）は各防災要員配備責任者（防災要員配備責任者名）、又は指名代行者に指示する。

各防災要員配備責任者、又は指名代行者は招集された各防災要員に、応急措置及び対策を指示する。

③ 台風・気象に関する防災活動

防災要員は、所定の防災活動を実施後、各防災要員配備責任者（防災要員配備責任者名）、又は指名代行者に報告し、定められた場所に待機する。

待機場所については（ ）とし、情報・状況の変化による新たな防災活動の指示を待つ。

所定の防災活動とは危害予防規程に定める異常状態に対する措置(救急体制の確保、施設・設備及び防災資機材の整備・点検、製造施設の運転及び作業の停止、災害の防止、又は軽減を図るための措置等)をいう。

④ 台風・気象に関する事業所内外及び関係者への通報連絡

台風・気象に関する情報等の入手後、事業所責任者（事業所責任者名、又は統括者名）、又は代理人（保安係員名）は事業所内の関係する全ての対象者に通報設備を使用して確実に通報する。

通報範囲と設けるべき通報設備（高圧ガス保安法例示基準 2 8）

通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1、又は2以上)
- 当該事業所の保安統括者等が常駐する事業所と現場事務所（製造施設を運転、又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ）との間（両事業所が同一の場合を除く。） - 現場事業所相互間	- ページング設備 - 構内電話 - 構内放送設備 - インターホン
- 公共保安機関等 - 消防署・警察署	- 専用電話 - NTT回線電話
事業所全体	- ページング設備 - 構内放送設備 - サイレン - 携帯用拡声器 - メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。） - トランシーバー
事業所の任意の場所における作業員相互間	- 携帯用拡声器 - トランシーバー（計器等に対する影響の無い場合に限る。） - メガホン

※ 網掛け欄は県指導による。

⑤ 台風・気象に関する退避の方法及び措置

台風・気象に関する情報等の入手後、事業所責任者（事業所責任者名、又は統括者名）、又は代理人（保安係員名）は事業所内の関係する全ての人に通知後、防災要員以外の従業員に待機・避難指示し、事業所内の外来者に避難・退去を勧告し、避難誘導する。

待機場所	
避難場所	

避難経路については、建物からの落下物・溢水・山崩等の危険箇所を避け安全を確保した経路にて避難する。

退避完了後、救護及び救急係（防災要員配備責任者名）は事業所責任者（事業所責任者名、又は統括者名）、又は代理人（保安係員名）に退避についての報告を行う。

報告内容については、地震防災計画様式第2号に同じ。

⑥ 台風・気象に関する訓練及び措置基準の周知

台風・気象に関する防災に係る教育及び訓練を保安教育計画に基づき行い実施し、措置基準の周知と実施すべき内容を確認する。

(4) 地震防災規程

1 目的

高圧ガス保安法（以下「保安法」という。）、大規模地震対策特別措置法（以下「**大震法**」という。）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に基づく、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）及び**南海トラフ地震防災対策推進地域**における（以下「事業所」という。）の地震防災に関し必要な事項を定め、もって地震災害の発生防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この規程において掲げる用語の定義は保安法、**大震法**、南海トラフ法及びこれらの関係法令並びに事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか次による。地震防災計画は、内容をさらに具体的に定めたものである。

(4)－1 地震防災計画の目的と位置づけ

1 目的

この計画は、**大震法**第3条第1項の規定に基づく地震対策強化地域に注意情報、予知情報、警戒宣言、又は**南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）**が**発表**された場合に措置すべき地震防災対策及び地震による津波に対する防災対策上必要な事項を定め、もって、地震災害の発生の防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 地震防災計画の位置づけ

この計画は、**大震法**第8条第1項**3**号ならびに南海トラフ法第8条第1項第3号に定める地震防災規程の実施の方法等について定めたものである。

(4) - 1 省令に規定される地震防災規程の項目・定めるべき内容

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

省令に規定される定めるべき内容		承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
地震防災に関する所定の事項					
1. 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発せられた場合	① 地震防災計画に定める実施方法	●	◎	○	○
2. 地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発せられた場合					
① 地震情報の伝達に関する事	① 警戒宣言及び地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の伝達	●	◎	○	○
② 避難勧告又は指示に関する事	② 避難等の勧告又は指示	●	◎	○	○
	②-1 時間差発生等における避難 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	●	◎	○	○
③ 防災要員の確保	③ 地震防災応急体制の確立	●	●	◎	○
	③-1 緊急体制の確保	●	◎	○	○
④ 防災設備、保安設備の整備、点検に関する事	④ 施設、設備及び防災資機材の整備点検	●	◎	○	○
⑤ 製造施設の整備、点検、運転に関する事	⑤ 製造施設の製造・点検・運転		●	◎	○
⑥ 災害発生防止又は軽減措置	⑥ 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置	●	◎	○	○
	⑥-1 消防、水防その他の応急措置	●	◎	○	○
⑦ 防災訓練教育	⑦ 地震防災に係る教育訓練	●	◎	○	○
⑧ 広報	⑧ 地震防災に係る広報	●	◎	○	○
⑨ その他の地震防災に関する事項	⑨ 地震の警戒解除宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置	●	◎	○	○
	⑨-1 地震防災に係る保安統括者等の職務	●	◎	○	○
	⑨-2 地震防災規程の制定又は変更	●	◎	○	○

「南海トラフ地震臨時情報」

の提供を開始しました

気象庁では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)	

これらの情報は、気象庁ホームページからご覧いただけます。また、臨時の情報を発表した際は、テレビ・ラジオ等で放送され、気象庁ツイッター公式アカウントからお知らせします。

※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

情報発表時の防災対応

情報が発表されたら、自治体の呼びかけに従い、巨大地震の発生に備えて以下のような防災対応をとってください

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認

など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにとできるだけ近づかない

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」の概要（内閣府）より

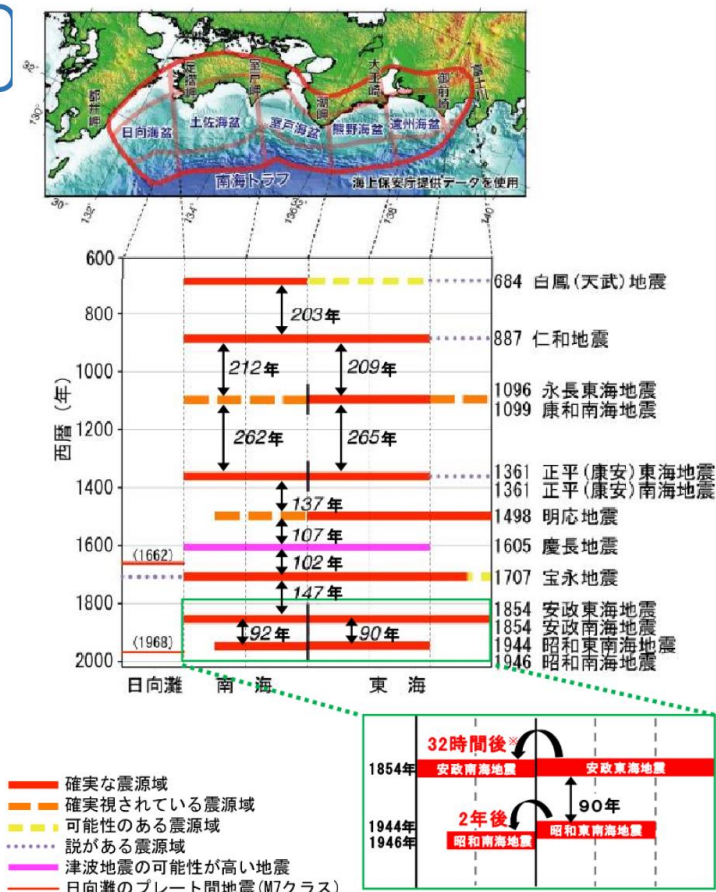
※お住まいの地域によっては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際は避難が必要な場合があります。情報発表時に自治体からの呼びかけに従った防災対応をとってください。

南海トラフ地震とは

○南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。

○過去の事例では、南海トラフの東側で大規模地震が発生した後、約32時間後や約2年後に西側でも大規模地震が発生した事例が知られています。

○昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震発生の可能性が高まっています。



※最近の調査では、30時間後との結果も報告されている。

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）（中央防災会議）より

気象庁ホームページ

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nteq/index.html>

○お問い合わせ先

気象庁地震火山部地震予知情報課 03-3212-8341（内線 4566）

(4) - 3 地震防災計画の規定・定めるべき内容

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
① 受領、情報の伝達	《警戒宣言の受領及び地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の伝達》					
	①-1 情報責任者の指名等 事業所責任者は、保安係員を情報責任者に、事務担当者を同代理者に指名する。	●	●	◎		○
	①-2 情報責任者の任務 情報責任者は、注意情報・予知情報警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を知った場合は速やかに注意情報・予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等の内容について、ラジオ・テレビ等により記録（様式第1号）確認し、事業所等責任者に報告する。	●	●	◎		○
	①-3 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の処理	●	◎	◎		○
	①-3-1 事業所責任者は予知情報・警戒宣言の発令を受けたときは①-5以下に定める事項を行なう。					
	①-3-2 事業所責任者は注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたときは①-5以下に定める事項のうちで準備行動を開始できるものについて行動開始の指示を各防災要員配備責任者に対して行なう。 《準備行動》 i. 情報及び警戒連絡係 ▶ 防災要員の動員人員の確認 ▶ 外部との連絡、情報の収集（ラジオ、テレビ、携帯、無線等の準備） ▶ 飲料水及び食糧等の準備 ii. 救護及び救急係 ▶ 救急用具、医薬品の確保と準備 ▶ 避難場所の確認 iii. 防消火及び施設点検係 ▶ 防災資機材の確保と点検 ▶ 非常用電源、照明の点検 ▶ 災害発生を防止、又は軽減させる為の準備（ローリー、一般車両の安全な場所への移動準備） （容器の転落、転倒の防止） ▶ 消火器、消防ポンプ、消火栓の点検 ▶ 津波、溢水及び冠水等に係る水防対策					
	①-4 地震に係る情報等の伝達組織 ※ 独自の様式による	●	◎	◎		○
	①-5 地震に係る情報等の伝達の方法 地震に係る注意情報・予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等はハンドマイク等により、事業所内に居る全ての人に確実に伝達する。	●	◎	◎		○
② 避難等の指示又は勧告	《避難の指示又は勧告》					
	②-1 避難の指示、又は勧告 予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）を受けて警戒本部設置後、直ちに本部長は防災要員以外の従業員及び外来者に対し、避難を勧告する。	●	◎	◎		○
	②-2 避難の確認 情報及び警戒連絡係は避難が完了後、避難確認簿（様式第2号）により、本部長に報告する。	●	◎	◎		○

●・・・承認者

◎・・・監督者

○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
	②-3 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項 I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 ▶ 各計画主体の情報伝達の経路、体制及び方法 II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 ① 災害応急対策をとるべき期間等 ▶ 後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置をとるべき期間 ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等 ▶ 各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 ③ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置 ▶ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制 ▶ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針 III 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 ① 災害応急対策をとるべき期間等 ▶ 後発地震に対して注意する措置をとるべき期間 ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等 ▶ 各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 ▶ 災害に関する会議に準じた組織の設置 ③ 関係機関のとりべき措置 ▶ 施設・設備等の点検等日ごろからの地震への備えを再確認するものとし、その内容	●	◎		○	○
③ 応急体制の確立	《地震防災応急体制の確立》					
	③-1 地震防災警戒本部の設置 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、地震防災対策を迅速かつ的確に実施するため、直ちに警戒本部を設置する。	●	◎		○	○
	③-2 地震防災警戒本部の組織及び本部長	●	◎		○	○
	③-2-1 地震防災警戒本部の組織・・・組織図別紙	●	◎		○	○
	③-2-2 地震防災警戒本部長 事業所責任者は、警戒本部の本部長の任務を行う。 事業所責任者とは、事業所のすべての業務を統括管理する者又は保安統括者等をいう。 事業所責任者が不在の場合は、あらかじめ指名した者がその任務を代行する。	●	◎		○	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
③-2-3	警戒本部構成員の任務等	●	◎		○	○
	I ① 本部長 事業所の地震防災に関する全般について指揮統括する。	●	◎			
	② 情報責任者 注意情報・予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の受領、事務所内外地震防災に関する情報及び防災要員等の報告を処理し、管理する。		◎	◎		
	II 防災要員 警戒本部の組織を構成する者をいい、事業所責任者より指名された者で次に掲げる系の任務を行う。	●	◎	◎		○
	i. 情報及び警戒連絡係 防災要員の動員、外部との連絡、情報の収集、飲料水及び食糧等の準備並びに、他の係に属さないことの処理を行う。 事業所内の警戒体制の確認及び情報の伝達を行う。					
	ii. 救護及び救急係 避難誘導及び負傷者の救護等を行う。					
	iii. 防消火及び施設点検係 事業所内の火気等の処理並びに防消火設備の点検等を行う。防災資機材等の施設の点検並びに設備の緊急措置等を行う。					
③-2-4	防災要員の動員	●	◎		○	○
③-2-4-1	予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたときは、防災要員の動員は本部長が行なう。					
③-2-4-2	事業所責任者は注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたとき防災要員に対して準備行動をとるべき為の指示を行なう。					
③-2-5	防災要員の動員範囲	●	◎		○	○
	I 勤務時間内 防災要員動員計画表による。 ※ 独自の様式による	●	◎		○	○
	II 勤務時間外 防災要員動員計画表（別表第1表）による。 ※ 独自の様式による	●	◎		○	○
③-2-6	防災要員の待機		◎		○	○
③-2-6-1	予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて、本部長の指示を受けた防災要員は所定の防災活動を行ない、完了後は本部長に報告し、定められた場所にて待機して災害の発生に備える。					
③-2-6-2	事業所責任者より注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）を受領した防災要員は準備行動を行なった後、準備完了の報告を事業所責任者に行ない、各防災要員配備責任者の指示に従う。					
③-2-7	地震防災警戒本部の設営等		◎		○	○
③-2-7-1	予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて、情報及び警戒連絡係は次の措置を行なう。 I 警戒本部の設営 II 食糧、飲料水、炊飯用具等の確保（様式第3号）					

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
	Ⅲ テント、寝具等の確保（様式第3号） Ⅳ ラジオ、テレビ、無線等の確保（様式第3号） Ⅴ その他警戒本部の設営に必要な事項					
	③-2-7-2 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受け、事業所責任者は情報及び警戒連絡係に以下の準備行動を指示する。 ＜＜準備行動＞＞ i. 情報及び警戒連絡係 ▶ 防災要員の動員人員の確認 ▶ 外部との連絡、情報の収集（ラジオ、テレビ、携帯、無線等の準備） ▶ 飲料水及び食糧等の準備					
	③-3 救急体制の確保		◎		○	○
	③-3-1 予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて本部長の指示により、救護及び救急係は次の措置を行なう。 Ⅰ 救急用具、医薬品の確保（様式第4号） Ⅱ 避難場所の設営（負傷者等受入準備含む） Ⅲ その他の救急体制に必要な事項					
	③-3-2 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受け事業所責任者は、救護及び救急係に以下の準備行動を指示する。 ＜＜準備行動＞＞ i. 救護及び救急係 ▶ 救急用具、医薬品の確保と準備 ▶ 避難場所の確保					
④ 施設、設備及び防災資機材の整備、点検	《施設、設備及び防災資機材の整備、点検》		◎		○	○
	④-1 施設、設備及び防災資機材の整備、点検 予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて本部長の指示により、防消火及び施設点検係は次の措置を行なう。 i. 防災資機材（様式第5号）の確保及び整備、点検 ii. 非常用電源の点検 iii. 非常用照明用具の整備、点検					
	iv. ガス漏れ検知器の整備、点検 v. その他施設及び整備の防災上必要な整備、点検 施設、設備及び防災資機材については、警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）後においても常に整備されていること。					
	④-2 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受け事業所責任者は、防消火及び施設点検係に以下の準備行動を指示する。 ＜＜準備行動＞＞ i. 防消火及び施設点検係 ▶ 防災資機材の確保と点検 ▶ 非常用電源、照明の点検		◎		○	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
⑤ 製造施設の運転及び作業の停止	《製造施設の運転及び作業の停止》					
	⑤-1 製造施設の運転及び作業の停止 予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて本部長の指示により、すべての製造施設の運転及び作業を停止し次の措置をとる。 i. 処理設備（ポンプ、コンプレッサー等）の運転を停止する ii. 緊急しゃ断弁を閉止する iii. 貯槽元弁を閉止する iv. 液面計の手動元弁を閉止する v. その他重要バルブ等を閉止する					
	⑤-2 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて事業所責任者は、全ての製造施設の運転及び作業の停止の為の準備行動を指示する（作業基準手順による）。		◎		○	○
⑥ 災害の防止又は軽減を図るための措置	《災害の防止、又は軽減を図るための措置》					
	⑥-1 災害の防止、又は軽減を図るための措置		◎		○	○
	⑥-1-1 予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）を受けて本部長の指示により、防災責任者及び防消火係及び施設点検係は、次の区分によりそれぞれの措置を行う。					
	⑥-1-1-1 その他災害の発生の防止又は軽減を図るための措置 I タンクローリー等の待機及び固定 i. タンクローリーを安全な場所に移動し左右に車止めをする。 ii. 一般車両を安全な場所に移動し車止めをする。 II 容器等の転落、転倒の防止 i. 容器はロープで緊結し転落転倒を防止する。 ii. 容器のキャップを確認する。 III その他災害の発生のおそれのある行為の停止 i. 火気取扱いを中止する。 ii. 高所作業を中止する。					
	⑥-1-1-2 事業所責任者は注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けて、防災責任者及び防消火及び施設点検係に以下の準備行動を指示する。					
	<<準備行動>> i. 防消火及び施設点検係 ▶ 災害の発生を防止、又は軽減させる為の準備（ローリー、一般車両の安全な場所への移動準備）（容器の転落、転倒の防止） ▶ 消火器、消防ポンプ、消火栓の点検					
	⑥-1-2 警戒体制及び連絡措置 注意情報・予知情報・警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）を受けて、本部長（事業所責任者）の指示により情報及び警戒連絡係は次の確認等を行なう。 i. 事業所内の火気制限の確認 ii. 事業所内の警戒体制の確認 iii. 通信連絡手段の確保及び情報の措置 iv. 事業所内外の状況把握 v. その他安全対策上必要な措置の確認					

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
	⑥-2 消防・水防、その他の応急措置 注意情報・予知情報・警戒宣言、 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意） を受けて、本部長（事業所責任者）の指示により消防火及び施設点検係次の点検・整備を行なう。 i. 消火器・消防ポンプ・消火栓・消防ホース等の措置 ii. 消防火設備の作動確認及び水量の確認 iii. 津波・溢水及び冠水等に係る水防対策 iv. その他消防、水防上必要な事項		◎	○	○
⑦ 地震防災に係る教育、訓練	《地震防災に係る教育、訓練》 ⑦-1 地震防災応急対策を円滑に行うため、地震防災に係る教育を地震防災訓練教育計画により、地震防災に係る訓練を地震防災訓練計画により、それぞれ実施する。この教育及び訓練の実施責任者は、事業所責任者とする。※ 独自の様式による	●	◎	○	○
⑧ 地震防災に係る広報	《地震防災に係る広報》 ⑧-1 事業所周辺の地域住民に対する地震防災に係る広報については、地震防災訓練その他必要な事項について、次に定める内容方法、時期等により広報する。 ⑧-1-1 広報の内容 Ⅰ 地震防災訓練の実施に関すること。 Ⅱ 事業所の地震防災応急体制に関すること。 Ⅲ 避難に関すること。 Ⅳ 緊急措置に関すること。 Ⅴ その他必要な事項 ⑧-1-2 広報の方法 説明会の開催、書面等による通知、広報車による広報等を行う。 ⑧-1-3 広報の時期 地震防災訓練の実施をするとき、又は必要に応じて行う。		◎	○	○
⑨ 警戒宣言の解除、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） に係る措置	《警戒宣言の解除に係る措置》 ⑨-1 警戒宣言の解除、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） に係る措置 ⑨-1-1 警戒解除宣言、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） の伝達 本部長は、警戒宣言の解除、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） が発表されたときは、①-4に定める地震情報連絡網により、伝達をする。 ⑨-2 警戒解除宣言、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） に係る措置 本部長は、警戒解除宣言、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） が発表されたときは、⑥-1の規定により措置した災害の発生の防止、又は軽減のための措置に係る指示を解除する。 ⑨-3 本部長は、警戒解除宣言、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） が発表された後、災害のおそれがないと認めたときは、警戒本部を廃止する。 ⑨-4 注意情報の解除、 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） に係る措置	●	◎	○	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
	⑨-4-1 注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の伝達 事業責任者は注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の発表を受けたときは①-4に定める地震情報連絡網により、伝達する。					
	⑨-4-2 注意情報解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置 事業責任者は注意情報解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の発表を受けたときは①-3-2で実施した準備について、解除の指示を各防災要員配備責任者に対して行なう。					
⑩ 防災関係機関との連絡調査等	《防災関係機関との連絡調査等》					
	⑩-1 市町村、消防及び警察との連絡調査等 この計画に定めて地震防災応急対策にあたり、あらかじめ、その内容について市町村、消防及び警察との連絡調査等を行う。	●	◎		○	○
	⑩-2 自主防災組織等との協議 隣接自主防災組織等と避難、消防及びその他防災に関する事項について協議を行う。	●	◎		◎	○
	⑩-3 関連事業所等との協議 関連事業所等と、この計画の内容について協議を行う。	●	◎		◎	○
	⑩-4 地震による影響等 貯槽等の地震による影響については、事業所において有効な判定の方法と認める方法、又は県により判定の方法等が示された場合、これらに基づき判定するものとする。	●	◎		◎	○
⑪ 地震発生時及び発生後の対応	《地震発生時及び発生後の対応》					
	⑪-1 地震発生時の行動 防災要員は待機場所にて自身の安全を確保する。	●	◎		◎	○
	⑪-2 地震発生後の行動	●	◎		◎	○
	⑪-2-1 防災要員は地震発生後の状況を把握し、建物の破壊・津波・山崩等の危険があると判断される場合、安全を確保した避難経路にて避難する。					
	⑪-2-2 施設、設備等の状況確認 2次災害のおそれが無いことを確認した上で防災要員は施設、設備等の状況を確認する。					
	⑪-2-3 情報の報告、指示事項 施設、設備等の状況について警戒本部（対策本部）長へ状況の報告を行ない、本部長より指示を受ける。					
⑫ 地震防災計画にかかる整備	《地震防災計画にかかる整備》					
	⑫-1 整備の期限 この計画に係る保安のための整備については、この計画の認可の日から1年以内に実施するものとする。	●	◎		◎	○
	⑫-2 貯槽等の整備の時期 貯槽等の補強については、⑩-4の判定に基づき行うものとする。	●	◎		◎	○
	⑫-3 地震防災計画の改正及び実施責任者	●	◎		◎	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

地震防災規程に定める事項	対応する地震防災計画の規定・定めるべき内容の詳細	承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員		従事者
	⑫-3-1 地震防災計画の改正及び見直し この計画の改正は、事業所責任者が、防災責任者を含む関係者と協議して行う。 また状況の変化及び組織の変更等に対応するため、毎年見直しを行う。	●	◎		◎	○
	⑫-3-2 地震防災計画の実施責任者 この計画の実施及び管理の責任者は事業所責任者とする。	●	◎		○	○

地 震 防 災 計 画

年 月 日制定 年 月 日受理
年 月 日改訂

(事業所名)

地震防災計画

目 次

第1章 総 則

1. 目 的	1
1. 2 地震防災計画の位置づけ	1
1. 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時の概況	1
1. 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時の全体的概況	1
1. 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時の全体的概況	1
1. 6 事業所の想定震度等	1
1. 7 事業所の地理的状況	1
1. 8 事業所の一般的状況	2

第2章 地震防災計画の規定

2. 1 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の受領及び伝達	3
2. 1. 1 情報責任者の指名等	3
2. 1. 2 情報責任者の任務	3
2. 1. 3 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の処理	3
2. 1. 4 地震に係る情報等の伝達組織	4
2. 1. 5 地震に係る情報等の伝達の方法	4
2. 2 避難の指示、又は勧告	4
2. 2. 1 避難の指示又は勧告等	4
2. 2. 2 避難の確認	4
2. 2. 3 時間差発生における円滑な避難の確保に関する事項	4
2. 3 地震防災応急体制の確立	5
2. 3. 1 地震防災警戒本部の設置	5
2. 3. 2 地震防災警戒本部の組織及び本部長	5
2. 3. 3 救急体制の確保	6
2. 4 施設設備及び防災資機材の整備、点検	6
2. 4. 1 防消火及び施設点検係の措置	6
2. 5 製造施設の運転及び作業の停止	6
2. 5. 1 製造施設の運転及び作業の停止の措置	6
2. 6 災害の防止、又は軽減を図るための措置	9
2. 6. 1 防災責任者及び防消火及び施設点検係の措置	9

2. 6. 2	消防、水防、その他の応急措置……………	9
2. 7	地震防災に係る教育、訓練……………	1 0
2. 7. 1	地震防災訓練教育計画……………	1 0
2. 8	地震防災に係る広報……………	1 0
2. 8. 1	広報の内容、方法、時期について……………	1 0
2. 9	注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係 る措置……………	1 0
2. 9. 1	注意情報解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了） の伝達……………	1 0
2. 9. 2	注意情報解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了） に係る措置……………	1 0
2. 1 0	警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係 る措置……………	1 0
2. 1 0. 1	警戒解除宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査終了） の伝達……………	1 0
2. 1 0. 2	警戒解除宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査終了） に係る措置……………	1 0
2. 1 0. 3	警戒本部の廃止……………	1 0
2. 1 1	防災関係機関との連絡調整等……………	1 1
2. 1 1. 1	市町村、消防及び警察との連絡調整等……………	1 1
2. 1 1. 2	自主防災組織等との協議……………	1 1
2. 1 1. 3	関連事業所との協議……………	1 1
2. 1 1. 4	地震による影響……………	1 1
2. 1 2	地震発生時及び発生後の対応……………	1 1
2. 1 2. 1	地震発生時の行動……………	1 1
2. 1 2. 2	地震発生後の行動……………	1 1
2. 1 3	地震防災計画にかかる整備……………	1 1
2. 1 3. 1	整備の期限……………	1 1
2. 1 3. 2	貯槽等の整備の時期……………	1 1
2. 1 3. 3	地震防災計画の改正及び実施責任者……………	1 1

地震防災計画

第1章 総 則

1. 目 的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第3条第1項の規定に基づく地震対策強化地域に警戒宣言が発令された場合及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ法」という。）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域にて措置すべき地震防災対策上必要な事項を定め、もって、地震災害の発生防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

1. 2 地震防災計画の位置づけ

この計画は、大震法第8条第1項3号及び南海トラフ法第8条第1項第3号に定める地震防災規程の実施の方法等について定めたものである。

1. 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時の概況

観測された異常な現状が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、また調査を継続している場合に発表される。

1. 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時の全体的概況

被災地以外では、ライフラインは原則として継続され、多くの地域で地震の発生に注意しながら通常の社会生活が営まれているが、事前避難対象地域には、市町村から、後発地震に備えて1週間を基本とした避難勧告等が発令される。

1. 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時の全体的概況

学校や交通機関は通常どおり機能し、日常の生活と大きく変わらない状況であることが想定されるが、具体的な対応については、市町村や関係機関が定める計画を確認する必要がある。

1. 6 事業所の想定震度等

1. 7 事業所の地理的状况

① 地盤等の状況

② 風の方向（四季の一般的傾向等）

③ 津波及び河川の状況

1. 8 事業所の一般的状況

① 建築物についての想定

② 落下物及びブロック塀等についての想定

③ 出火及び燃焼についての想定

④ 高圧ガス及び危険物等についての想定

⑤ その他の想定

第2章 地震防災計画の規定

2. 1 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の受領及び伝達

2. 1. 1 情報責任者の指名等（交代勤にあつては直ごと）

事業所責任者は、保安係員を情報責任者に事務担当者を同代理者に指名する。

直・班	情報責任者	代理者①	代理者②	代理者③
1				
役職				
2				
役職				
3				
役職				

2. 1. 2 情報責任者の任務

情報責任者は、注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を知った場合は速やかに注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容について、ラジオ・テレビ等により記録（様式第1号）確認し、事業責任者に報告する。

2. 1. 3 注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の処理

2. 1. 3-1 事業所責任者は、注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたときは、2. 1. 4の伝達組織により、注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）をハンドマイク等により事業所内に居る全ての人に確実に伝達する。

2. 1. 3-2 事業所責任者は、注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたときは2. 2. 1以下2. 6. 2に定める事項のうちで準備行動を開始できるものについての指示を各防災要員配備責任者に対して行なう。

<<準備行動>>

- i. 情報及び警戒連絡係
 - ▶ 防災要員の動員人員の確認
 - ▶ 外部との連絡、情報の収集
(ラジオ、テレビ、携帯、無線等の準備)
 - ▶ 飲料水及び食糧等の準備
- ii. 救護及び救急係
 - ▶ 救急用具、医薬品の確保と準備
 - ▶ 避難場所の確保
- iii. 防消火及び施設点検係
 - ▶ 防災資機材の確保と点検
 - ▶ 非常用電源、照明の点検
 - ▶ 災害発生を防止、又は軽減させる為の準備

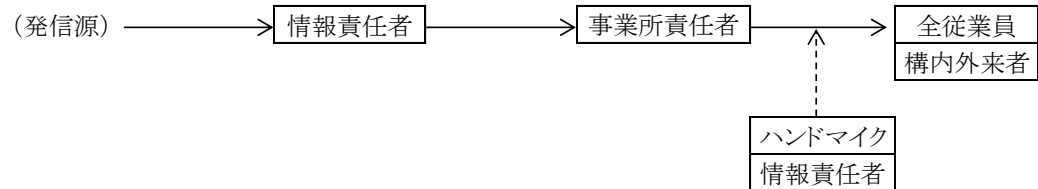
(ローリー、一般車両の安全な場所への移動準備)

(容器の転落、転倒の防止)

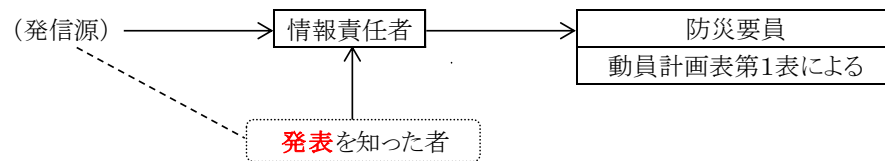
- ▶ 消火器、消防ポンプ、消火栓の点検
- ▶ 津波、溢水及び冠水等に係る水防対策

2. 1. 4 地震に係る情報等の伝達組織

(平常勤務時間内)



(平常勤務時間外)



2. 1. 5 地震に係る情報等の伝達の方法

地震に係る情報等は、ハンドマイク等により、事業所内にいるすべての人に確実に伝達する。

2. 2 避難の指示、又は勧告

2. 2. 1 避難の指示、又は勧告等

本部長は、警戒本部設置後直ちに防災要員以外の従業員に対し避難計画（様式第2号）により避難を指示し、事業所内の外来者に対し避難を勧告する。

2. 2. 2 避難の確認

救護及び救急係は避難が完了後避難確認簿（様式第2号）により、本部長に報告する。

2. 2. 3 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- ▶ 各計画主体の情報伝達の経路、体制及び方法

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 災害応急対策をとるべき期間等

- ▶ 後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置をとるべき期間

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

- ▶ 各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法

③ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

- ▶ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡

視の実施必要箇所及び実施体制

- ▶ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 災害応急対策をとるべき期間等

- ▶ 後発地震に対して注意する措置をとるべき期間

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

- ▶ 各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法
- ▶ 災害に関する会議に準じた組織の設置

③ 関係機関のとりべき措置

- ▶ 施設・設備等の点検等日ごろからの地震への備えを再確認するものとし、その内容

2. 3 地震防災応急体制の確立

2. 3. 1 地震防災警戒本部の設置

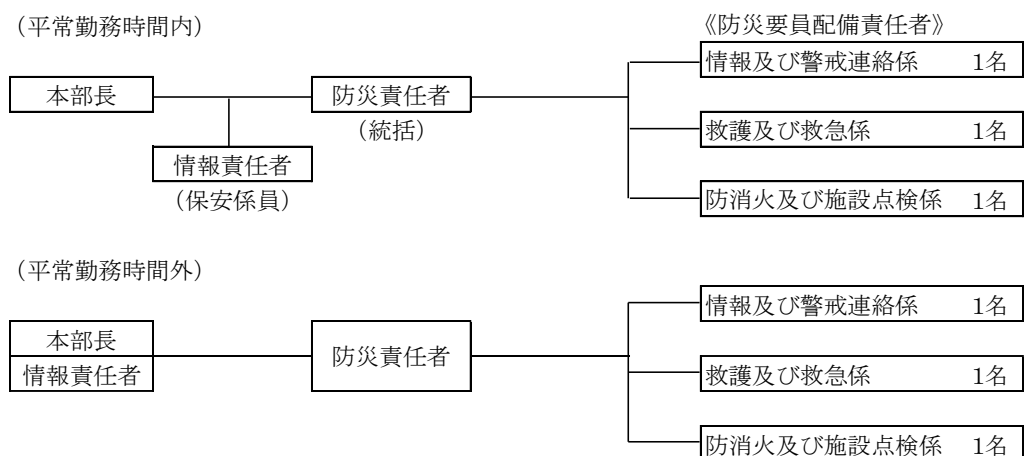
警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、地震防災対策を迅速かつ的確に実施するため、直ちに警戒本部を設置する。

警戒本部の設置場所は、事務所とする。

2. 3. 2 地震防災警戒本部の組織及び本部長

2. 3. 2-1 地震防災警戒本部の組織

地震防災警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織は、次のとおりとする。



2. 3. 2-2 地震防災警戒本部長の指名

事業所責任者は、警戒本部の本部長の任務を行う。

事業所責任者とは、事業所のすべての業務を統括管理する者、又は保安統括者等という。

事業所責任者が不在の場合は、あらかじめ指名した者がその任務を代行する。

直・班	情報責任者	代理者①	代理者②	代理者③
1				
役職				
2				
役職				
3				
役職				

2. 3. 2-3 警戒本部構成員の任務等

I ① 本部長

事業所の地震防災に関する全般について指揮統括する。

② 情報責任者

警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の受領、事務所内外地震防災に関する情報及び防災要員等の報告を処理し、管理する。

③ 法定防災等責任者（以下「防災責任者」という。）

法定の保安及び防災の責任者（代理者を含む）をいい、この計画に定める任務を行う。

II 防災要員

警戒本部の組織を構成する者をいい、事業所責任者より指名された者で、次に掲げる係の任務を行う。

i 情報及び警戒連絡係

防災要員の動員、外部との連絡、情報の収集、飲料水及び食糧等の準備並びに、他の係に属さないことの処理を行う。

事業所内の警戒体制の確認並びに情報の伝達を行う。

ii 救護及び救急係

避難誘導及び負傷者の救護等を行う。

iii 防消火及び施設点検係

事業所内の火気等の処理並びに防消火設備の点検等を行う。

防災資機材等並びに施設の点検並びに緊急措置等を行う。

2. 3. 2-4 防災要員の動員

防災要員の動員は本部長が行う。

2. 3. 2－5 防災要員の動員範囲

① 勤務時間内

防災要員動員計画表（別表第1表）による。

（別表第1表）

		防災要員 配備責任者	防災要員 ①	防災要員 ②	防災要員 ③	防災要員 ④	防災要員 ⑤
1 直 ・ 班	情報及び 警戒連絡係						
	救護及び 救急係						
	防消火及び 施設点検係						

		防災要員 配備責任者	防災要員 ①	防災要員 ②	防災要員 ③	防災要員 ④	防災要員 ⑤
2 直 ・ 班	情報及び 警戒連絡係						
	救護及び 救急係						
	防消火及び 施設点検係						

		防災要員 配備責任者	防災要員 ①	防災要員 ②	防災要員 ③	防災要員 ④	防災要員 ⑤
3 直 ・ 班	情報及び 警戒連絡係						
	救護及び 救急係						
	防消火及び 施設点検係						

② 勤務時間外

防災要員動員計画表（別表第2表）による。

（別表第2表）

	防災要員 配備責任者	防災要員 ①	防災要員 ②	防災要員 ③	防災要員 ④	防災要員 ⑤
情報及び警戒連絡係						
TEL・No						
救護及び救急係						
TEL・No						
防消火及び施設点検係						
TEL・No						

2. 3. 2-6 防災要員の待機

防災要員は、所定の防災活動を行い、完了後は本部長に報告し、定められた場所に待機して災害の発生に備える。

＜待機場所については、_____とする。＞

2. 3. 2-7 地震防災警戒本部の設営等

本部長の指示により、情報及び警戒連絡係は、次の措置を行う。

- ① 警戒本部の設営
- ② 食糧、飲料水、炊飯用具の確保（様式第3号）
- ③ テント、寝具等の確保（様式第3号）
- ④ ラジオ、テレビ、無線機、携帯電話等の確保（様式第3号）
- ⑤ その他警戒本部の運営に必要な事項

2. 3. 3 救急体制の確保

本部長の指示により、救護及び救急係は、次の措置を行う。

- ① 救急用具、医薬品の確保（様式第4号）
- ② 避難場所の設営（負傷者等受入準備を含む）
- ③ その他救急体制に必要な事項

2. 4 施設、設備及び防災資機材の整備、点検

2. 4. 1 防火及び施設点検係の措置

本部長の指示により、防火及び施設点検係は、次の措置を行う。

- ① 防災資機材（様式第5号）の確保及び整備、点検
- ② 非常用電源の点検
- ③ 非常用照明用具の整備、点検
- ④ ガス漏れ検知器の整備、点検
- ⑤ その他施設及び設備の防災上必要な整備、点検

※ 施設、設備及び防災資機材については、警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）後においても常に整備されていること。

2. 5 製造施設の運転及び作業の停止

2. 5. 1 製造施設の運転及び作業の停止の措置

全ての製造施設の運転及び作業を停止し、次の措置をとる。

運転及び作業の停止にあたり、作業指令者（防災責任者）の順位をあらかじめ定める。

- ① 処理設備（ポンプ、コンプレッサー等）の運転を停止する
- ② 緊急しゃ断弁を閉止する
- ③ 貯槽元弁を閉止する
- ④ 液面計の手動元弁を閉止する
- ⑤ その他重要バルブ等を閉止する

直・班	情報責任者	代理者①	代理者②	代理者③
1				
役職				
2				
役職				
3				
役職				

※ 作業指令者は運転及び作業の停止にあたり、高圧ガス取扱主任者等の消費側責任者との連絡をとり、運転、停止時の手順について別に定められた作業マニュアルに従う。

2. 6 災害の防止、又は軽減を図るための措置

2. 6. 1 防災責任者及び防消火及び施設点検係の措置

本部長の指示により防災責任者及び防消火及び施設点検係は、次の区分により、それぞれの措置を行う。

2. 6. 1-1 その他災害の発生の防止、又は軽減を図るための措置

(1) タンクローリー等の待避及び固定

- ① タンクローリーを安全な場所へ移動し固定する
- ② 一般車輛を安全な場所へ移動し固定する

(2) 容器等の転落、転倒の防止

- ① 容器をロープで緊結し転落、転倒を防止する
- ② 容器のキャップを確認する

(3) その他災害の発生のおそれのある行為の停止

- ① 火気取扱い作業を中止する
- ② 高所作業を中止する

2. 6. 1-2 警戒体制及び連絡措置

本部長の指示により情報及び警戒連絡係は、次の確認等を行う。

- ① 事業所内の火気制限の確認
- ② 事業所内の警戒体制の確認
- ③ 通信連絡手段の確保及び情報の伝達
- ④ 事業所内外の状況把握
- ⑤ その他安全対策上必要な措置の確認

2. 6. 2 消防、水防その他の応急措置

本部長の指示により、防消火及び施設点検係は、次の措置を行う。

- ① 消火器、消防ポンプ、消火栓、消防ホース等の点検整備
- ② 防消火設備の作動確認及び水量の確認
- ③ 津波、溢水及び冠水等に係る水防対策
- ④ その他消防、水防上必要な事項

2. 7 地震防災に係る教育、訓練

2. 7. 1 地震防災訓練教育計画

地震防災応急対策を円滑に行うため、地震防災に係る教育を地震防災教育計画（様式第6号）により、地震防災に係る訓練を地震防災訓練計画（様式第7号）によりそれぞれ実施する。

この教育及び訓練の実施責任者は、事業所責任者とする。

2. 8 地震防災に係る広報

2. 8. 1 広報の内容、方法、時期について

事業所周辺の地域住民に対する地震防災に係る広報については、地震防災訓練その他必要な事項について、次に定める内容、方法、時期等により広報する。

2. 8. 1-1 広報の内容

- ① 地震防災訓練の実施に関すること
- ② 事業所の地震防災応急体制に関すること
- ③ 避難に関すること
- ④ 緊急措置に関すること
- ⑤ その他必要な事項

2. 8. 1-2 広報の方法

説明会の開催、書面等による通知、広報車による広報等を行う

2. 8. 1-3 広報の時期

地震防災訓練の実施をするとき、又は必要に応じて行う

2. 9 注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置

2. 9. 1 注意情報解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の伝達

事業所責任者は注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたときは、2. 1. 4に定める地震情報連絡網により、伝達をする。

2. 9. 2 注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置

事業所責任者は注意情報の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたときは、2. 1. 3-2で行った準備行動について解除の指示を各防災要員配備責任者に対して行なう。

2. 10 警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置

2. 10. 1 警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の伝達

本部長は、警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたときは、2. 1. 4に定める地震情報連絡網により、伝達をする。

2. 10. 2 警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）に係る措置

本部長は、警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたときは、2. 6. 1の規定により措置した災害の発生の防止、又は軽減のための措置に係る指示を解除する。

2. 10. 3 警戒本部の廃止

本部長は、警戒宣言の解除、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された後、

災害のおそれがないと認めたときは、警戒本部を廃止する。

2. 1 1 防災関係機関との連絡調整等

2. 1 1. 1 市町村、消防及び警察との連絡調整等

この計画に定めた地震防災応急対策の実施にあたり、あらかじめ、その内容について市町村、消防及び警察との連絡調整等を行う。

2. 1 1. 2 自主防災組織等との協議

隣接自主防災組織等と避難、消防及びその他防災に関する事項について、協議を行う。

2. 1 1. 3 関連事業所等との協議

関連事業所等と、この計画の内容について協議を行う。

2. 1 1. 4 地震による影響等

貯槽等の地震による影響については、事業所において有効な判定の方法と認める方法、又は県により判定の方法等が示された場合、これらに基づき判定するものとする。

2. 1 2 地震発生時及び発生後の対応

2. 1 2. 1 地震発生時の行動

防災要員は待機場所にて自身の安全を確保する。

2. 1 2. 2 地震発生後の行動

2. 1 2. 2-1 防災要員は地震発生後の状況を把握し、建物の倒壊・津波・山崩等の危険があると判断される場合、安全を確保した避難経路にて非難する。

2. 1 2. 2-2 施設、設備等の状況確認

2次災害のおそれがないことを確認した上で防災要員は施設、設備等の状況を確認する。

2. 1 2. 2-3 情報の報告、指示事項

施設、設備等の状況について警戒本部（対策本部）長への状況の報告を行ない、本部長より指示を受ける。

2. 1 3 地震防災計画にかかる整備

2. 1 3. 1 整備の期限

この計画に係る保安のための整備については、この計画の認可の日から1年以内に実施するものとする。

2. 1 3. 2 貯槽等の整備の時期

貯槽等の補強については、2. 1 1. 4の判定の結果に基づき行うものとする。

2. 1 3. 3 地震防災計画の改正及び実施責任者

2. 1 3. 3-1 地震防災計画の改正及び見直し

この計画の改正は、事業所責任者が、防災責任者を含む関係者と協議して行う。また状況の変化及び組織の変更等に対応するため、毎年見直しを行う。

2. 1 3. 3-2 地震防災計画の実施責任者

この計画の実施及び管理の責任者は事業所責任者とする。

注意情報・警戒宣言・予知情報
南海トラフ地震臨時情報(調査中、
巨大地震警戒、巨大地震注意)(No.)受信票

受 信	発 信 源	受 信 時 刻	受 信 者
		日 時 分	
注 意 情 報 等 、 又 は 南 海 ト ラ フ 地 震 臨 時 情 報 の 内 容	1 発 令 時 刻	日 時 分	
	2 地震計の観測		
	3 微 小 地 震		
	4 発生推定時刻	日後発生のおそれがある	
		時間後発生のおそれがある	
	5 震 源 地		
	6 各地の震度	地方・震度	
		地方・震度	
		地方・震度	
		地方・震度	
	7 津波情報	沿岸	
		沿岸	
沿岸			
	備 考		

事業所責任者	防災責任者
本部長	

[illegible]

様式第3号

事業所責任者	防災責任者
本部長	

食糧・飲料水等一覧表

区分	分類	品 名	数 量	保管場所	備 考
食糧・飲料水等	1	非 常 食	食分		
	2	飲 料 水			
	3	缶 詰			
炊飯用具類	1	や か ん	ケ		
	2	コ ン ロ			
	3	プロパンボンベ			
	4	鍋			
寝具類	1	毛 布	人分		
	2	寝 袋			
	3	テ ン ト			
テレビ・ラジオ等	1	トランジスターラジオ	台		
	2	テ レ ビ	台		
	3	無 線 機	台		

様式第4号

事業所責任者	防災責任者
本部長	

救急用品・医薬品一覧表

番号	品名	数量	保管場所	備考
1	ガーゼ			
2	ホータイ(大・小)			
3	三角布			
4	ハサミ			
5	添え木			
6	油紙			
7	消毒薬			
8	救急絆創膏			
9	緊急用手袋			
10	外傷救急薬			
11	湿布剤			
12	救急内服薬			

様式第5号

事業所責任者	防災責任者
本部長	

防災資機材一覧表

番号	品名	数量	保管場所	備考
1	ヘルメット			
2	軍手			
3	革手袋			
4	照明用具			
5	ロープ			
6	ハンマー			
7	ペンチ			
8	針金			
9	モンキー			
10	メガネスパナ			
11	仕切フランチ			
12	シール材			
13	木栓			
14	鉛栓			
15	テント			
16	合羽			

様式第6号

事業所責任者

(保安統括者)

地震防災教育計画・同実施記録

番号	教 育 項 目	実 施 計 画	実 施 記 録
1	地震に関する知識		
2	大震法、地震防災規程、同計画		
3	地震時の行動		
4	避難地、避難経路の確認		
5	救急知識、救急用品の使用法		
6	地震による災害例と対策		
7	消火の理論、消火器の知識		
8	防災要員の任務、行動基準等		
9	警戒本部の運営に関する事		
10	自主防災組織に関する知識		
11	緊急操作に関する知識		
12	防災資機材に関する事項		
13	事業所の被害想定に関する事		
14	その他地震防災上必要な事項		

様式第7号

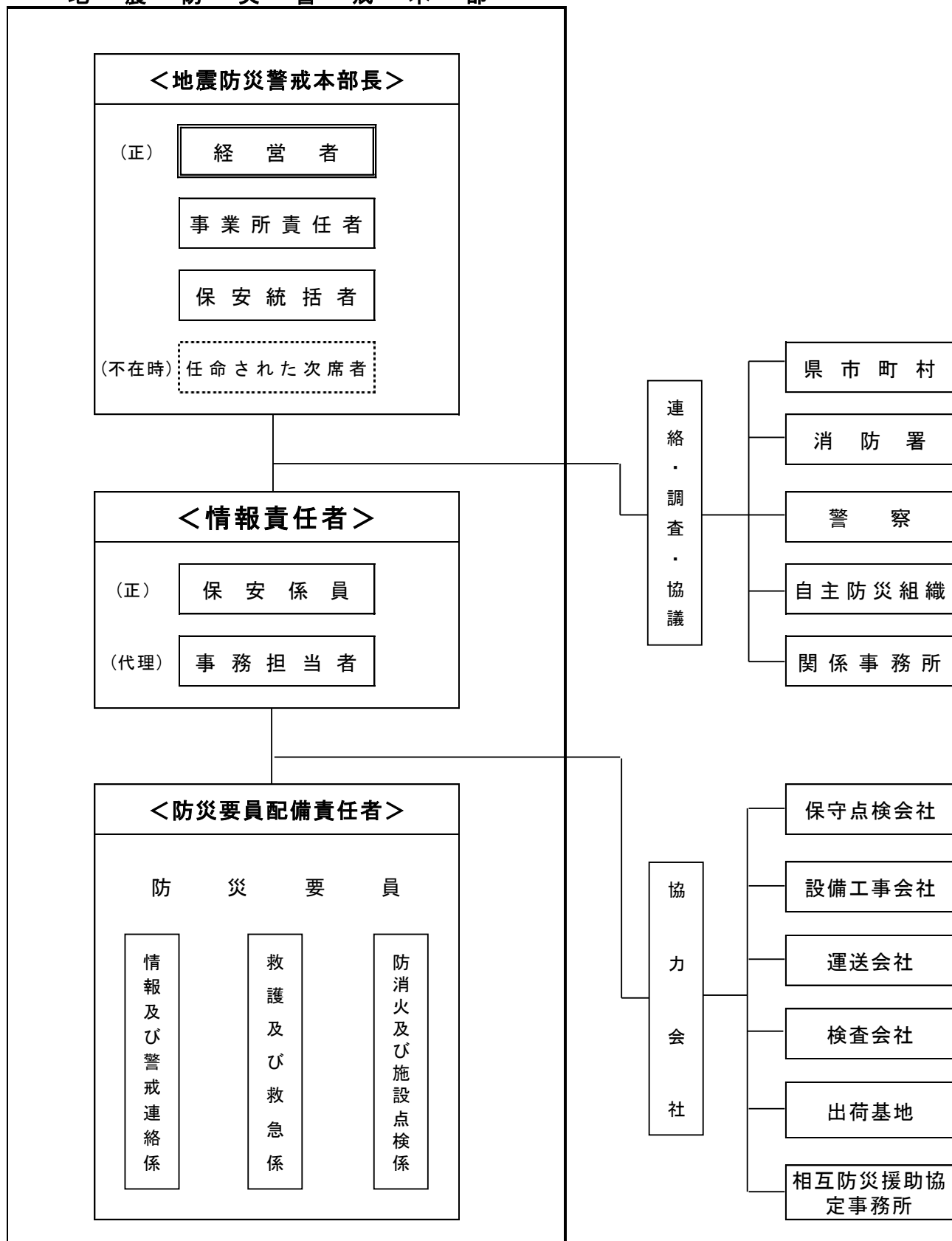
事業所責任者
(保安統括者)

--

地震防災訓練計画・同実施記録

番号	訓練項目	実施計画	実施記録
1	情報伝達及び警戒本部の設置訓練		
2	救助、避難訓練		
3	消火訓練		
4	非常動員訓練		
5	緊急時の操作、又は行動訓練		
6	流出漏えい防止訓練		
7	広報訓練		
8	事業所総合訓練		
9	共同防災訓練		
10	その他防災に必要な訓練		

地震防災警戒本部



(5) 保安教育計画

1 保安教育の目的

高圧ガスによる災害の発生を防止するためには、製造施設について十分な配慮がなされると同時に、高圧ガスを取り扱う全ての人が高圧ガス保安法を理解するとともに取り扱う高圧ガスの性質、設備の管理、作業基準等保安管理上必要な知識を習得し、これを確実に実行する事が必要である。

保安には保安基準等を確立すること、その保安基準を十分に教えこむこと、その教えられたことを確実に実行することが必要である。

▶ 保安教育計画における用語の定義

液化石油ガス保安規則、容器保安規則及び特定設備検査規則において使用する用語の例によるほか、次のように定める。

1-1 保安規則等

液化石油ガス保安規則、容器保安規則、特定設備検査規則及びこれらに基づく告示、通達等をいう。

1-2 特別規程

高圧ガス保安法により制定することが義務づけられた危害予防規程等をいう。

1-3 規程類

会社、又は充てん所が制定した規程、規則、基準、規格等をいう。

1-4 協力会社

製造、充てん、工事、運搬等に関連する作業を行う下請会社、外注業者等をいう。

1-5 教育実施責任者及び教育訓練指導者

① 教育実施責任者：従業員を教育訓練する責任を有する者をいう。

② 教育訓練指導者：教育訓練に関する指導を行う者をいう。

1-6 保安教育計画の位置付け

保安教育計画は、製造事業所の特別規程とする。

2 保安教育計画の制定

本来保安教育は高圧ガスを取り扱う事業所が自主的に行うべきものであり、高圧ガス保安協会が作成した保安教育計画の基準、保安教育の基準を参考に第一種製造者は事業所ごとに最適な保安教育計画を定めることが必要である。

公共の安全の維持、又は災害の発生の防止上十分でないと認められたときは、県知事は第一種製造者に対しこれの変更を命ずることができる。

3 保安教育訓練の作成

保安教育訓練に定める内容は次に掲げる事項の詳細について定めることとなる。

(5) - 1 特別規程・保安教育計画に定めるべき内容

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

保安教育計画に定めるべき内容の詳細		承認者・監督者・実施者の規定				
		代表者	統括者	保安係員	従事者	
① 教育体制に関すること	《教育体制》					
	①-1 教育実施責任者及び教育訓練指導者の選任	●	◎			
	i. 保安統括者を教育実施責任者として選任する。	●	◎			
	ii. 保安係員を教育訓練指導者として選任する。		●	◎		
	iii. 学歴経験者等の第三者を教育訓練指導者に選任する。		●	◎		○
	①-2 教育実施責任者及び教育訓練指導者の職務	●	◎			
	i. 教育訓練の実施は教育訓練指導者が行い、教育実施責任者がその責を負うものとする。		◎		○	○
	ii. 教育実施責任者及び教育訓練指導者の具体的な職務は、次のように定める。	●	◎			
	7. 教育実施責任者	●	◎			
	▶ 保安教育計画の作成、届出及び整備	●	◎			
	▶ 保安教育の推進	●	◎			
	4. 教育訓練指導者		●	◎		
	▶ 実施計画の作成		●	◎		
	▶ 保安教育訓練の実施、指導、評価、記録及び資料の作成		●	◎		
	①-3 教育対象者		●		◎	○
	教育対象者は、製造事業所の従業員及び協力会社の従業者とし、次のように区分する。					
	①-3-1 製造事業所の教育対象者の区分		●		◎	○
	現場監督者、現場従業者、未経験の現場従業者、防災関係者（事務職従業者を含む）					
	①-3-2 協力会社の教育対象者の区分		●		◎	○
	現場監督者、現場従業者					
	①-4 教育訓練の実施計画	●	◎		◎	○
	i. 保安教育計画は、製造事業所全体にわたる総合した計画として作成し、別にこれを実行するための具体的な実施計画を作成する。	●	◎		◎	○
	ii. 実施計画は、年間計画とする。	●	◎		◎	○
	iii. 実施計画の作成にあたっては、教育対象者別に教育訓練の項目、方法、順序、時間数、場所等をもり込み、製造事業所の実態に適合するように作成する。	●	◎		◎	○
	①-5 教育訓練の推進		●		◎	○
	i. 教育を重要な義務として考え、積極的に教育時間を確保し実施計画に遅滞がないよう円滑に保安教育を遂行する。		●		◎	○
	ii. 教育対象者及び個人的に教育進捗表を作成し、落度のないよう教育訓練を推進する。		●		◎	○
	①-6 教育訓練の記録		●		◎	○
	i. 実施した教育訓練の資料、テキスト、内容、時間数、機会等につき必要事項を記録し、期間を定めて保存する。		●		◎	○
	ii. 記録は解析し、実施計画を見直し、次期教育訓練の参考とする。		●		◎	○
	①-7 免状及び提案		●		◎	○
	i. 高圧ガス製造保安責任者免状等及び各種の資格従業者の保安に関する技術技能の向上を図るため、製造保安責任者、販売主任者、移動監視者等の法定資格並びにその他各種の資格の取得を積極的に推進する。		●		◎	○
	ii. 改善提案等		●		◎	○
	広く従業者に対し、保安に関する改善提案、又は表彰の制度を実施し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。					

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

保安教育計画に定めるべき内容の詳細		承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
② 教育の資料、訓練施設に関すること	《教育の資料等》				
	②-1 資料 ▶ 関係法規、基準規格類、学会・協会誌、業界で作成した資料等 ▶ 規程類、統計、報告、設備配置図、機器組立図等 ▶ 設備機器取扱書、学術参考書等	●	●	◎	○
	②-2 テキスト 教育訓練指導者は、前項の資料等により教育内容及び教育対象者に適合したテキストを作成し、教育実施責任者を得て活用する。	●	●	◎	○
③ 教育の内容、方法及び実施期間	《教育訓練の方法及び時期》				
	③-1 社内教育訓練 社内教育訓練の実施にあたっては、職場内教育訓練と職場外教育訓練とを適切に併用する。	●	●	◎	○
	③-1-1 職場内教育訓練 職場内教育訓練は、業務遂行と一体化として考え、職場を教育訓練の場とし、主として職場規律の確立及び技術技能の訓練を実施する。また機会あるごとに個人教育訓練を行い、時期を定めて、局部訓練及び総合訓練を行う。	●	●	◎	○
	③-2 社外教育訓練 社外教育訓練は、保安意識の高揚、保安技術、災害防止等に関する講習及び集合訓練並びに製造保安責任者試験等に関連して行われる講習等とし、従業者を積極的に参加させる。	●	◎	◎	○
	③-3 定例教育訓練 定例教育訓練は、実施訓練に従って実施する。	●	●	◎	○
	③-4 機会教育訓練 機会教育訓練は、次のようなときに適切な機会を失わないよう、必要な教育訓練を遅滞なく実施する。 ▶ 施設を新設するとき ▶ 製造方法、又は設備等を変更するとき ▶ 保安規則、規程類等が変更されたとき ▶ 従業員の異動昇進を行うとき ▶ 製造保安責任者等の試験を受けるとき ▶ 都道府県、高压ガス保安協会等が充てん所の保安に係る説明会、又は講習会を開催するとき ▶ 異常状態が発生したとき ▶ 他の充てん所等において重大な事故・災害が発生したとき ▶ 危害予防規程及び規程類に違反した者があったとき	●	●	◎	○
	③-5 教育訓練内容	●	●	◎	○
	③-5-1 教育訓練内容の作成にあたっては、液化石油ガスの物性危険性並びに取り扱い上の注意事項等、保安上必要な特徴をあきらかにして盛り込むものとする。	●	●	◎	○
	③-5-2 製造、又は充てんを行う教育対象者に対しては詳細に、また他の教育対象者に対しては概要を教育訓練するものとする	●	●	◎	○
	③-5-3 この基準においては、教育訓練内容を、次のようにした。 ▶ 引火性、危険性、及びその他液化石油ガスの物性 ▶ 液化石油ガスの数量、圧力、温度、爆発限界等の危険度との関連並びに取り扱い上の注意事項	●	●	◎	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

保安教育計画に定めるべき内容の詳細		承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
	▶ 充てん（過充てん防止措置及び過充てんガスの処理方法を含む。）作業訓練 ▶ 保安設備の操作訓練 ▶ 防消火訓練 ▶ 火傷、凍傷等に対する救急訓練 ▶ 地震・津波等による流出容器の回収訓練	●	●	◎	○
④ 対象者別の教育訓練内容	《対象者別の教育訓練内容》				
	④-1 対象者別の教育訓練内容 対象者の担当業務に応じ、重点を明らかにして具体的に定める。	●	●	◎	○
	④-2 教育訓練内容は次の3項目を重点とする。 ▶ 全従業員には、保安意識の高揚 ▶ 現場監督者には保安に関する学識、技術の教育訓練及び「仕事の教え方」 ▶ 現場従業員及び未経験の現場従業員には、保安に関する技術技能の教育訓練及び体得 ▶ 対象者の主たる教育訓練内容は「④-1～④-3」によるが、対象者の担当業務によりその内容を調整するものとする。 ▶ 各対象者別の教育訓練の主たる項目及び実施の頻度を定める。	●	●	◎	○
	④-3 現場監督者の教育訓練 保安係員及びその代理者に対する教育訓練は、社内教育訓練の他、積極的に社外教育訓練を実施することにより、的確な判断力及び指導力を養成する。	●	◎	◎	○
	④-3-1 保安意識の高揚 ▶ 公共の安全確保の重要性 ▶ 保安に対する社会情勢 ▶ 事故、災害が事業に及ぼす影響 ▶ 保安管理の強化	●	●	◎	○
	④-3-2 法規及び規程類 ▶ 法、保安規則等のうちの必要事項 ▶ 危害予防規程等の特別規程 ▶ 規程類 ▶ 規程類の作成及び改正の方法 ▶ その他	●	●	◎	○
	④-3-3 液化石油ガスに関する技術 ▶ 液化石油ガスの物性 ▶ 製造方法の保安技術 ▶ 充てん方法（過充てん防止措置及び過充てんガスの処理方法を含む。）の保安技術 ▶ 製造設備上の保安技術 ▶ 保安設備の取り扱い技術技能 → 実施頻度：月1回以上 ▶ 運転基準類に関する事項 ▶ 危険度の評価 ▶ 新しい保安技術に関する情報 ▶ その他	●	●	◎	○
	④-3-4 当該施設における製造施設の保安技術 ▶ 保全に関する規程類に関する事項 ▶ 工事に係る技術技能及び保安対策 ▶ 計器類に関する知識及び取り扱い訓練 ▶ その他	●	●	◎	○
	④-3-5 異常状態に対する教育訓練 ▶ 過充てん等異常状態の発見方法 ▶ 不調、故障時の措置及び訓練 ▶ 事故、災害時の応急措置及び対策 ▶ 地震、台風等の天災に対する措置	●	●	◎	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

保安教育計画に定めるべき内容の詳細		承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
	▶ 防災の訓練及び指揮 ▶ 異常状態に関する情報 ▶ 地震・津波等による流出容器の回収		●	◎	○
④-3-6	関連事業所における高圧ガスの保安技術の概要		●	◎	○
④-3-7	仕事の教え方等 ▶ 仕事の教え方、仕事の改善方法及び指導監督の方法 ▶ 環境の改善方法		●	◎	○
④-3-8	その他必要事項		●	◎	○
④-4	現場従業員の教育訓練 液化石油ガスに関する作業を行う現場従業員に対する教育は、社内における職場内教育訓練及び職場外教育訓練を重点とし、繰り返し教育訓練し、体得させる。	●	◎	◎	○
④-4-1	保安意識の高揚 → 実施頻度：年1回以上 ▶ 公共の安全確保の重要性 ▶ 事故、災害が事業に及ぼす影響 ▶ 保安管理体制		●	◎	○
④-4-2	法規及び規程類 → 実施頻度：年1回以上 ▶ 法、保安規則等のうちの必要事項 ▶ 危害予防特別規程のうちの必要事項 ▶ 規程類のうちの必要事項		●	◎	○
④-4-3	液化石油ガスの性質 → 実施頻度：年1回以上 ▶ 液化石油ガスの物性 ▶ 漏えい、噴出、拡散、火災、爆発等に関する危険性 ▶ 有毒性及び有害性		●	◎	○
④-4-4	当該作業場における運転、操作等の保安技術 → 実施頻度：年1回以上 ▶ 充てんの方法（過充てん防止措置及び過充てんガスの処理方法を含む。）の保安技術 ▶ 製造の方法 ▶ 運転技術の習熟、運転基準類の習得 ▶ 製造設備、充てん設備、保安設備等の知識及び取り扱い訓練（保安設備の取り扱い訓練・・・実施頻度：月1回以上） ▶ 保護具の取り扱い訓練 ▶ 立入制限及び火気使用制限 ▶ その他		●	◎	○
④-4-5	当該作業場における製造設備の保安技術 → 実施頻度：年1回以上 ▶ 保全の方法 ▶ 保全に関する規程類の習得 ▶ 工事に関する技能及び保安対策 ▶ 計器類に関する知識及び取り扱い訓練 ▶ 治具、工具の取り扱い訓練 ▶ その他		●	◎	○
④-4-6	異常状態に対する教育訓練 → 実施頻度：局部訓練年2回以上 総合訓練年1回以上 ▶ 過充てん等異常状態の発見方法 ▶ 不調、故障時の措置及び訓練 ▶ 事故、災害時の応急措置 ▶ 防災及び避難訓練 ▶ 地震・津波等による流出容器の回収		●	◎	○

●・・・承認者 ◎・・・監督者 ○・・・実施者

保安教育計画に定めるべき内容の詳細		承認者・監督者・実施者の規定			
		代表者	統括者	保安係員	従事者
	④-4-7 安全に関する一般的規律 → 実施頻度：随時 ▶ 指差呼称の励行 ▶ 放送、掲示等による注意喚起		●		◎
	④-4-8 その他必要事項 → 実施頻度：随時		●		◎
	④-5 未経験の現場作業者の教育訓練 はじめて液化石油ガスに関する充てん等の作業を行う従業者、又は熟練度の低い従業者に対する教育訓練は、職場内教育訓練を併用し、「④-4」の現場従業者の教育訓練の内容のうちの基礎的知識及び技能に重点をおき、繰り返し教育訓練し体得させる。		●		◎
	④-6 防災関係者の教育訓練 事務員を含めて防災に関係する従業者には、対象者別の「④-1～④-3」の教育訓練を行うとともに、特に初期動作を重点とした防災訓練を行う。		●		◎
	④-6-1 社内防災教育訓練 → 実施頻度：局部訓練年2回以上 総合訓練年1回以上 ▶ 防災に関する体制、方法、通報連絡、施設等 ▶ 局部防災訓練、総合防災訓練		●		◎
	④-6-2 関係事業所防災教育訓練 → 実施頻度：随時 ▶ 地域防災に関する体制、方法、通報連絡、責任分担及びその他必要事項 ▶ 合同防災訓練		●		◎
⑤ 協力会社従業者の教育訓練に関すること	《協力会社従業者の教育訓練》				
	⑤-1 協力会社従業者の教育訓練 充てん所の教育実施責任及び教育訓練指導者は、協力会社が行う従業者に対する保安教育を積極的に指導監督する。		●		◎
	⑤-2 協力会社従業者の教育訓練内容 協力会社の現場監督に対する教育は、教育訓練指導者が行い、その教育訓練の内容は、「④-3 現場監督者の教育訓練」のうちの必要事項とする。		●		◎
⑥ 保安教育訓練計画の制定及び変更に関すること	⑤-3 協力会社従業者の教育訓練の実施 教育訓練指導者は協力会社の従業者に対しても、自社の従業者と同等の教育訓練を行う。		●		◎
	《保安教育計画の制定及び変更》				
	⑥-1 作成、制定及び変更の方法 保安教育計画は、教育実施責任者が作成し、経営者が制定する。また静岡県知事から保安教育計画の変更を要すると認められたときは、直ちに変更を行う。	●	◎		◎
	⑥-2 経過の記録 保安教育計画の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を保安教育計画に記録する。 i. 制定、又は変更年月日 ii. 変更の概要	●	◎		◎
			●		◎

保 安 教 育 計 画

年 月 日制定 年 月 日受理
年 月 日改訂

(事業者名)

第 1 章 総 則

1. 1 目的

高圧ガス保安法に基づき、（以下事業所という）の液化石油ガス製造所（ ）における保安に関する教育計画を定め、これにしたがって保安教育を実施し、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

1. 2 用語の定義

液化石油ガス保安規則及び容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次のように定める。

1. 2. 1 規則及び基準類等

① 保安規則等

液化石油ガス保安規則、容器保安規則、特定設備検査規則及びこれらに基づく公示通達等をいう。

② 特別規程

高圧ガス保安法により制定することが義務づけられた危害予防規程等をいう。

③ 規定類

会社、又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等をいう。

1. 2. 2 協力会社

製造、充てん、工事、運搬、検査等に関連する作業を行う下請会社、外注事業者をいう。

1. 2. 3 教育実施責任者及び教育訓練指導者

① 教育実施責任者

従業者を教育訓練する責任を負う者をいう。

② 教育訓練指導者

教育訓練に関する指導を行う者をいう。

1. 3 保安教育計画の位置付け等

1. 3. 1 保安教育計画の位置付け

第一種製造者は高圧ガス保安法に基づき、事業所ごとに保安教育計画を制定し、関係者はこれを遵守しなければならない。

1. 3. 2 危害予防規程との関連

保安教育計画は、別に定める危害予防規程と連携する。

第 2 章 教 育 体 制

事業所の従業者を教育する最高責任者は保安統括者とする。

2. 1 教育実施責任者及び教育訓練指導者の選任

① 保安統括者、又は部門の責任者を教育実施責任者として選任する。

② 保安係員及び現場監督者を教育訓練指導者として選任する。

③ 学識経験者等の第三者を教育訓練指導者に選任する。

2. 2 教育実施責任者及び教育訓練指導者の職務

教育訓練の実施は教育訓練指導者が行い、教育実施責任者がその責任を負うものとする。
教育実施責任者及び教育訓練指導者の具体的な職務は、次のように定める。

- ① 教育実施責任者
 - 保安教育計画の作成及び整備
 - 保安教育の推進
- ② 教育訓練指導者
 - 実施計画の作成
 - 保安教育訓練の実施、指導、評価、記録及び資料の作成

2. 3 教育対象者

教育対象者は、製造事業所の従業者及び協力会社の従業者とし、次のように区分する。

2. 3. 1 事業所の教育対象者の区分

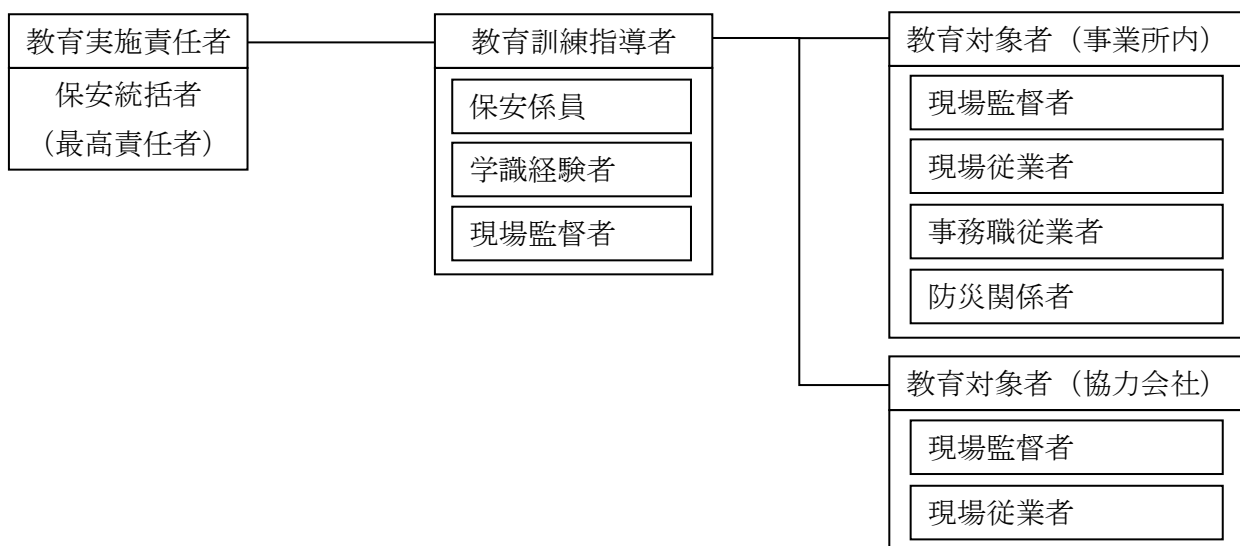
現場監督者、現場従業者、未経験の現場従業者、防災関係者（事務職従業者を含む）

2. 3. 2 協力会社の教育対象区分

現場監督者、現場従業者

保安教育体制図は次のとおりとする。

【例】



2. 4 教育訓練の実施計画

保安教育計画は、製造事業所全体に渉る総合した計画として作成し、別にこれを実施するために具体的な実施計画を作成する。実施計画は年間計画、又は月間計画とし、教育の進行につれて修正し、計画と実施とにずれがないようにする。実施計画の作成にあたっては教育対象者別に教育訓練の項目、方法、順序、時間数、場所等をもり込み、製造事業所の実態に適合するよう作成する。その他必要に応じ、機会をとらえて随時教育をする。

2. 5 教育訓練の推進

教育を重要な業務として考え、積極的に教育時間を確保し実施計画に遅滞がないよう円滑に保安教育を遂行する。

教育対象者の区分及びその従事の程度に応じ教育訓練を実施する。

2. 6 教育訓練の記録

実施した教育訓練の資料、テキスト、内容、時間数、機会等につき必要事項を記録し、別に定める危害予防規程の「保安管理の記録」に従い保存する。

またその記録を解析し実施計画を見直し、次期教育の参考とする。

2. 7 高圧ガス保安法に係る資格及び提案

① 高圧ガス製造保安責任者免状等及び各種の資格

従業者の保安に関する技術技能の向上を図るため、製造保安責任者、販売主任者、移動監視者等の法定資格並びにその他各種の資格の取得を積極的に推進する。

② 改善提案等

広く従業者に対し、保安に関する改善提案、又は表彰の制度を実施し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。

第 3 章 教育の資料等

教育実施責任者及び教育訓練指導者は、次のような資料及びテキストを整備して活用し、教育訓練の効率向上をはかる。

3. 1 資料

関係法令、基準各類、学会、協会誌、業界で作成した資料等
規定類、統計、報告、設備配置図、機械構造図等
設備機器取扱書、学術参考書等

3. 2 テキスト

教育訓練指導者は、前項の資料等により教育内容及び教育対象者に適合したテキストを作成し、教育実施責任者の承認を得て活用する。

第 4 章 教育訓練の方法及び時期

教育訓練の方法には、個人教育訓練と集合教育訓練、職場内教育訓練と職場外教育訓練、社内教育訓練と社外教育訓練とがあり、また定例教育訓練と機会教育訓練とがある。教育訓練は、訓練する対象者及び内容により、訓練の方法と時期を適切に選び実施する。

4. 1 社内教育訓練

社内教育訓練の実施にあたっては、職場内教育訓練と職場外教育訓練とを適切に併用する。

4. 1. 1 職場内教育訓練

職場内教育訓練は、業務遂行と一体として考え、職場を教育訓練の場とし、主として職場規律の確立及び技術技能の訓練を実施する。また機会があるごとに個人教育訓練を行い、時期を定めて局部訓練及び総合訓練を行う。

4. 1. 2 職場外教育訓練

職場外教育訓練は、担当職場を離れ集合して行う教育訓練であり、適切な施設を有効に活用して実施する。

4. 2 社外教育訓練

社外教育訓練は、保安意識の高揚、保安技術、災害防止等に関する講習及び集合訓練並びに製造保安責任者試験等に関連して行われる講習等とし、従業者を積極的に参加させる。

4. 3 機会教育訓練

機会教育訓練は、次のようなときに適切な機会を失わないよう、必要な教育訓練を遅滞なく実施する。

- ① 施設を新設するとき。
- ② 製造方法、又は設備等を変更するとき。
- ③ 法規、又は規定、基準類が変更されたとき。
- ④ 従業者の異動昇進を行うとき。
- ⑤ 製造保安責任者等の試験を受けるとき。
- ⑥ 異常状態が発生したとき。
- ⑦ 危害予防規程及び基準類に違反した者があったとき。
- ⑧ 県、協会等が保安に係わる説明会、又は講習会等を開催したとき。

第 5 章 教育訓練の内容

5. 1 高圧ガス（液化石油ガス）の教育訓練内容

教育訓練内容の作成にあたっては、液化石油ガスの物性、圧縮ガス及び液化ガスの状態による危険性並びに取り扱い上の注意事項等、保安上必要な特徴を明らかにし、次のような事項を盛り込むものとする。

- ① 引火性、危険性及びその他の物性に関する液化石油ガスの性質の特徴。
- ② 液化石油ガスの数量、圧力、温度、爆発限界等と危険度との関連並びに取り扱い上の注意事項。
- ③ 防消火訓練。
- ④ 火傷、凍傷等に対する救急訓練。
- ⑤ 充てん（過充てん防止装置及び過充てんガスの処理方法を含む。）作業訓練。
- ⑥ 保安設備の操作訓練
- ⑦ 地震・津波等による流出容器の回収訓練

第 6 章 対象者別の教育訓練内容

対象者別の教育訓練内容は、対象者の担当業務内容に応じ、重点を明らかにして具体的に定める。教育訓練内容は次の3項目を重点とする。

- ① 全従業員には保安意識の高揚。
- ② 現場監督者には、保安に関する学識及び技術の教育、また「仕事の教え方」
- ③ 現場従事者には、保安に関する技術技能の教育訓練及び体得

対象者の主なる教育訓練内容は「6. 1～6. 4」によるが、対象者の担当業務によりその内容を調整するものとする。

各対象者別の教育訓練の主なる項目は、次のとおりとする。

6. 1 現場監督者の教育訓練

保安係員及び現場監督者に対する教育訓練は、社外における講習会、見学会並びに社内講習資料等を併用し、的確な判断力及び指導力を養成する。

6. 1. 1 保安意識の高揚

- ① 公共の安全確保の重要性
- ② 保安に対する社会情勢
- ③ 事故・災害が事業に及ぼす影響
- ④ 保安管理の強化
- 6. 1. 2 法規及び規定、基準類の体系
 - ① 法・保安規則等の必要事項
 - ② 危害予防規程等の特別規程
 - ③ 規定・基準類
 - ④ 規定・基準類の作成及び改正の方法
- 6. 1. 3 製造する高圧ガスに関する技術
 - ① 液化石油ガスの物性
 - ② 製造方法の保安技術
 - ③ 充てん方法（過充てん防止装置及び過充てんガスの処理方法を含む。）の保安技術
 - ④ 製造設備上の保安技術
 - ⑤ 保安設備の取扱技術技能（実施頻度：月 1 回以上）
 - ⑥ 運転基準類に関する事項
 - ⑦ 危険度の評価
 - ⑧ 新しい保安技術に関する情報
 - ⑨ その他
- 6. 1. 4 当該施設における製造施設の保安技術
 - ① 保全に関する規定類に関する事項
 - ② 工事に関する技術技能及び保安対策
 - ③ 計器類に関する知識及び取り扱い訓練
 - ④ その他
- 6. 1. 5 異常状態に対する教育訓練
 - ① 事故・災害時の応急措置及び対策
 - ② 不調・故障時の措置及び訓練
 - ③ 地震・台風等の天災に対する措置
 - ④ 防災の訓練及び指揮
 - ⑤ 異常状態に関する情報
 - ⑥ 過充てん等異常状態の発見方法
 - ⑦ 地震・津波等による流出容器の回収
- 6. 1. 6 他の事業所における高圧ガスの保安に関する情報
- 6. 1. 7 その他の必要事項
- 6. 1. 8 仕事の教え方等
 - ① 仕事の教え方、仕事の改善方法及び指導監督の方法
 - ② 環境の改善方法
- 6. 2 現場従事者の教育訓練

保安統括者は、現場従事者に対し、社内教育と社外教育との併用により適確な判断力及び指導力を養成させる。

- 6. 2. 1 保安意識の高揚（実施頻度：年1回以上）
 - ① 公共の安全確保の重要性
 - ② 事故・災害が事業に及ぼす影響
 - ③ 保安管理体制
- 6. 2. 2 法規及び規定、基準類（実施頻度：年1回以上）
 - ① 法、保安規則等のうちの必要事項
 - ② 危害予防規程
 - ③ 基準類
- 6. 2. 3 製造する高圧ガスの性質（実施頻度：年1回以上）
 - ① 液化石油ガスの物性
 - ② 漏えい、噴出、拡散、火災、爆発等に対する危険性
 - ③ 設備材質への影響
- 6. 2. 4 当該施設における運転、操作等の保安技術（実施頻度：年1回以上）
 - ① 製造技術
 - ② 運転基準類
 - ③ 運転基準類の作成及び改訂の方法
 - ④ 保安設備等の技術及び取り扱い訓練
 - ⑤ 保護具の取り扱い訓練
 - ⑥ 立入制限及び火気使用制限
 - ⑦ 充てんの方法（過充てん防止装置及び過充てんガスの処理方法を含む。）の保安技術
 - ⑧ その他
- 6. 2. 5 当該施設における製造設備の保安技術（実施頻度：年1回以上）
 - ① 保全の方法
 - ② 保全に関する規定類の習得。
 - ③ 工事に関する技術技能及び保安対策。
 - ④ 計器類に関する知識及び取り扱い訓練。
 - ⑤ 治具・工具の取り扱い訓練
 - ⑥ 危険度の評価
 - ⑦ その他
- 6. 2. 6 異常状態に対する教育訓練（局部訓練：年2回以上 総合訓練：年1回以上）
 - ① 異常状態の発見方法
 - ② 不調・故障時の措置及び訓練
 - ③ 事故・災害時の応急措置及び対策
 - ④ 地震・台風等の天災に対する措置
 - ⑤ 防災の訓練及び指揮
 - ⑥ 避難訓練
 - ⑦ 地震・津波等による流出容器の回収
- 6. 2. 7 関連事業所における高圧ガスの保安技術の概要（実施頻度：随時）
安全に関する一般的規律
- 6. 2. 8 その他必要事項（実施頻度：随時）

6. 3 未経験の現場従業員の教育訓練

初めて高圧ガスに関する作業を行う従業員、又は熟練度の低い従業員に対する教育は、職場内教育を併用し、「6. 2 現場従業員の教育訓練」の内容のうちの基礎的知識及び技能に重点をおき、個人別に教育進捗表を作成して、繰り返し教育訓練し体得させる。

6. 4 防災関係者の教育訓練

防災に関係する従業員には、対象者別の「6. 1～6. 3」の教育訓練を行うとともに、防災訓練を重点として教育訓練する。

6. 4. 1 社内防災教育訓練（局部訓練：年2回以上 総合訓練：年1回以上）

- ① 防災に関する体制、方法、通報連絡、施設等
- ② 局部防災訓練、総合防災訓練

6. 4. 2 関係事業所防災教育訓練（実施頻度：随時）

- ① 地域防災に関する体制、方法、通報連絡、責任分担及びその他必要事項
- ② 合同防災訓練

第 7 章 協力会社従業員の教育訓練

7. 1 事業所の教育実施責任者及び教育訓練指導者は、協力会社が行う従業員に対する保安教育を積極的に指導監督する。

7. 1. 1 協力会社の現場監督者に対する教育は、教育訓練指導者が行い、その教育訓練の内容は、「6. 2 現場従事者の教育訓練」のうちの必要事項とする。

7. 1. 2 協力会社従業員の教育訓練の実施

教育訓練指導者は協力会社の従業員に対しても、自社の従業員と同等の訓練を行う。

7. 1. 3 協力会社が保安上必要な作業を行うときは、教育訓練指導者が現場でその都度教育する。

第 8 章 保安教育計画の制定及び変更

8. 1 作成、制定及び変更の方法

保安教育計画は、教育実施責任者が関係者と協議して作成し、経営者が制定する。

また静岡県知事から保安教育計画の変更を命ぜられたとき、又は変更を要すると認められたときは、直ちに変更を行う。

8. 2 経過の記録

保安教育計画の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を保安教育計画に記録する。

- ① 制定、又は変更年月日
- ② 受理年月日
- ③ 変更の概要

液化石油ガス製造許可申請等について

- 第 1 刷 昭和 6 0 年 2 月
- 第 2 刷 昭和 6 1 年 2 月 改訂
- 第 3 刷 昭和 6 3 年 2 月 三訂版
- 第 4 刷 平成 元年 2 月 四訂版
- 第 5 刷 平成 2 年 2 月 改訂
- 第 6 刷 平成 3 年 2 月 改訂
- 第 7 刷 平成 5 年 2 月 五訂版
- 第 8 刷 平成 7 年 2 月 改訂
- 第 9 刷 平成 1 0 年 2 月 六訂版（高取法→保安法 改正）
- 第 1 0 刷 平成 1 6 年 2 月 七訂版（分冊 様式集）
- 第 1 1 刷 平成 2 0 年 2 月 八訂版（平成 1 7 年 3 月 告示改正による）
- 第 1 2 刷 平成 2 2 年 3 月 改訂
- 平成 2 3 年 3 月 付属基準類作成にあたっての参考資料
- 平成 2 4 年 3 月 付属基準類作成にあたっての参考資料
危害予防規程と地震防災規程
- 第 1 3 刷 平成 2 5 年 3 月 改訂（平成 2 4 年 6 月 告示改正による）
- 平成 2 6 年 3 月 追補
- 第 1 4 刷 平成 2 8 年 2 月 改訂
- 平成 3 0 年 2 月 追補
- 令和 2 年 7 月 追補

発行 一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
〒420-0064 静岡市葵区本通 6-1-10
TEL : 054-255-2451